

<p style="text-align: center;">岡山県公報</p>		<p style="text-align: center;">発行 岡山県</p>			
<p>○ 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">【規則】</p> <p>○ 知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 岡山県財務規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">【合同規則】 (以上県例規集登載)</p> <p>○ 岡山県災害報告規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">【合同訓令】 (以上県例規集登載)</p> <p>○ 岡山県災害対策本部規程の一部改正</p> <p style="text-align: center;">【告示】</p> <p>○ 許認可事務等標準処理期間要綱の一部改</p>	<p>行政改革推進室</p>	<p>行政改革推進室</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>目次</p>	<p>担当課(室)</p>
<p>○ 動物の飼養収容に関し許可を要する区域の一部改正</p> <p style="text-align: center;">【人事委員会】 (以上県例規集登載)</p> <p>○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則</p> <p>○ 職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則</p> <p style="text-align: center;">【告示】 (以上県例規集登載)</p>	<p>生活衛生課</p>	<p>人事委員会</p>	<p>担当課(室)</p>	<p>目次</p>	<p>担当課(室)</p>

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県規則第四十八号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則
 岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十五条の七」を「第二十五条の六」に、「第四款 保健福祉部各課の事務（第二十七条―第三十五条）」を「第四款 保健医療部各課の事務（第二十七条―第三十一条）」に改める。
 一条の二―第三十五条」

第七条中 「男女共同参画青少年課 人権施策推進課」を「人権・男女共同参画課」に改める。

第七条の二に次の一項を加える。

4 スポーツ振興課に、国民スポーツ大会推進室を置く。

第八条の見出し中「保健福祉部」を「保健医療部」に改め、同条第一項中「保健福祉部」を「保健医療部」に、
 「子ども未来課」を「子ども家庭課 障害福祉課 長寿社会課」に改め、

を削り、同条第二項中「保健福祉課に、指導監査室、被災者生活支援室」を「保健医療課に」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（子ども・福祉部の課）
 第八条の二 子ども・福祉部に、次の課を置く。

- 福祉企画課
- 子ども未来課
- 子ども家庭課
- 障害福祉課
- 長寿社会課

2 福祉企画課に、指導監査室を置く。

第十四条第二項の表中

保健福祉部	保健福祉課
-------	-------

保健医療部
 子ども・福祉部
 福祉企画課

保健医療課
 福祉企画課

に改める。

第十五条の表中

男女共同参画青少年課	男女共同参画班 青少年班
------------	-----------------

を

人権・男女共同参画課 人権施策推進班 男女共同参画班

環境企画課 施策推進班 審査・調整班 総務班 経理班

環境企画課 施策推進班 審査・調整班 総務班 経理班
 新エネルギー・温暖化対策室 企画班 普及班

に、「会場整備班」を「式典行事班 招待接遇班 事業推進班」に、「保健福祉課」を「保健医療課」に、「地域福祉班 総務班 経理班 援護班」を「総務班 経理班」

医薬安全課 薬事衛生班 臓器移植・薬物対策班 特定保健対策班

医薬安全課 薬事衛生班 臓器移植・薬物対策班 特定保健対策班
 福祉企画課 施策推進班 地域福祉・被災者支援班 総務班 経理班
 援護班

に、「児童福祉班」を「児童福祉班 青少年班」に、「防災班 ため池対策班」を「防災班」に、「開発指導班」を「開発指導班 盛土対策班」に、「支出管理班 新給与システム開発班」を「支出管理班」に改める。

第二十五条の六を次のように改める。

(人権・男女共同参画課の事務)

第二十五条の六 人権・男女共同参画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 人権施策の総合調整に関すること。
 - 二 地方改善施設整備事業に関すること。
 - 三 隣保館に関すること。
 - 四 自立促進事業に関すること。
 - 五 人権啓発に関すること。
 - 六 ユニバーサルデザイン施策の総合調整に関すること。
 - 七 男女共同参画に関する施策に関すること。
 - 八 女性団体の自主活動の推進に関すること。
 - 九 男女共同参画に関する意識啓発及び調査研究に関すること。
 - 十 男女共同参画推進センターに関すること。
 - 十一 人権政策審議会及び男女共同参画審議会に関すること。
 - 十二 その他他課の分掌に属しない人権施策及び男女共同参画に関する施策に関すること。
- 第二十五条の七を削る。

第二十六条第二項第一号中「おかやま新エネルギービジョン」を「地球温暖化対策実行計画」に改め、同項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十六条の六に次の一項を加える。

2 スポーツ振興課国民スポーツ大会推進室においては、第七十九回国民スポーツ大会冬季大会スケート競技会（ショートトラック・フィギュア）及びアイスホッケー競技会に関する事務をつかさどる。

「第四款 保健福祉部各課の事務」を「第四款 保健医療部各課の事務」に改める。

第二十七条の見出し中「保健福祉課」を「保健医療課」に改め、同条第一項中「保健福祉課においては」を「保健医療課においては」に改め、同項第一号中「保健福祉」を「保健医療」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、同項第五号中「保健福祉ボランティア及び地域保健福祉活動」を「保健ボランティア及び地域保健活動」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第六号から第十四号までを削り、第十五号を第四号とし、同項第十六号中「及び社会福祉審議会」を削り、同号を同項第五号とし、同項第十七号を削り、同項第十八号中「保健福祉」を「保健医療」に改め、同号を同項第六号とし、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「保健福祉課新型コロナウイルス感染症対策室」を「保健医療課新型コロナウイルス感染症対策室」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「保健福祉課ワクチン対策室」を「保健医療課ワクチン対策室」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十八条第一号中「地域医療」を「救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療その他地域医療」に改め、同条第五号中「保健」を「保健医療」に改め、「こと」の下に「（健康推進課の分掌に属するものを除く。）」を加え、同条第十二号中「こと」の下に「（健康推進課の分掌に属するものを除く。）」を加える。

第二十九条第十一号中「保健福祉課新型コロナウイルス感染症対策室」を「保健医療課新型コロナウイルス感染症対策室」に改める。

第三十一条の三第十一号中「福祉」の下に「及び青少年対策」を加え、同号を同条第十八号とし、同条第十号中「、女性相談所及び成徳学校」を「、成徳学校、女性相談所及び青少年総合相談センター」に改め、同号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 青少年問題協議会、青少年健全育成審議会及びいじめの重大事態に係る再調査委員会に関すること。

第三十一条の三第九号の次に次の六号を加える。

十 青少年対策の総合企画及び連絡調整に関すること。

十一 青少年健全育成に係る総合的施策の実施に関すること。

十二 青少年に対する不健全行為の禁止及び有害環境の規制に関すること。

十三 青少年育成県民運動に関すること。

十四 青少年健全育成関係団体に関すること。

第三十一条の三を第三十一条の四とし、第三十一条の二を第三十一条の三とする。

第三十一条の次に次の款名及び一条を加える。

第四款の二 子ども・福祉部各課の事務

（福祉企画課の事務）

第三十一条の二 福祉企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 子ども・福祉政策に関する企画及び調査研究に関すること。

- 二 社会福祉統計に関すること。
- 三 社会福祉事業の推進に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 四 福祉ボランティア及び地域福祉活動の推進に関すること。
- 五 福祉に係る人材の育成に関すること。
- 六 社会福祉事業従事者の指導及び訓練に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 七 災害救助に関すること。
- 八 戦傷病者、戦没者遺族、引揚者等の援護に関すること。
- 九 未帰還者の調査究明及び留守家族等の援護に関すること。
- 十 旧軍人、旧軍属及びその遺族の恩給に関すること。
- 十一 その他旧軍人、旧軍属等の身上の取扱いに関すること。
- 十二 戦没者の叙位叙勲に関すること。
- 十三 原子爆弾被爆者の援護に関すること。
- 十四 社会福祉審議会に関すること。
- 十五 福祉相談センター及び総合福祉・ボランティア・NPO会館に関すること。
- 十六 その他他課の分掌に属しない子ども・福祉政策に関すること。
- 2 福祉企画課指導監査室においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人の指導監督に関すること。
 - 二 社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
 - 三 児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
 - 四 生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
 - 五 身体障害者（身体障害児を含む。第三十二条において同じ。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。同条において同じ。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
 - 六 高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
 - 七 社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 第三十三条第六号中「保健福祉課指導監査室」を「福祉企画課指導監査室」に改める。
- 第五十一条第十八号中「林業・木材産業総合対策事業」を「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業」に改める。
- 第五十三条第三号中「こと」の下に「（技術管理課の分掌に属するものを除く。）」を加える。
- 第六十一条第七号中「宅地造成工事」を「宅地造成、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事」に改める。
- 第六十二条の二第五号中「臨時的任用職員及び会計年度任用職員の給料並びに短時間勤務会計年度任用職員」を「短時間勤務会計年度任用職員及び非常勤の特別職の職員」に改め、同条第六号中「再任用職員」を「暫定再任用職員」に改める。
- 第六十八条の九を第六十八条の十とし、第六十八条の八を第六十八条の九とし、第六十八条の七を第六十八条の八とする。
- 第六十八条の六の見出しを「（子ども・福祉政策企画監）」に改め、同条第一項中

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

「保健福祉部」を「子ども・福祉部」に、「福祉政策企画監」を「子ども・福祉政策企画監」に改め、同条第二項中「福祉政策企画監」を「子ども・福祉政策企画監」に、「福祉の増進に係る」を「子ども・福祉政策の」に、「福祉政策の」を「子ども・福祉政策の」に改め、同条を第六十八条の七とする。

第六十八条の五第一項中「保健福祉部」を「保健医療部」に改め、同条を第六十八条の六とする。

第六十八条の四第一項中「保健福祉部」を「保健医療部」に改め、同条を第六十八条の五とする。

第六十八条の三の次に次の一条を加える。
 (保健医療福祉連携推進監)
第六十八条の四 保健医療部及び子ども・福祉部に、それぞれ保健医療福祉連携推進監を置く。

2 保健医療福祉連携推進監は、上司の命を受け、保健医療と福祉の連携の推進に係る総合調整に関する事務を掌理する。

第六十九条第一項中「、室」を削る。

第二百二十六条の表岡山県行政不服等審査会の項中「岡山県個人情報保護条例（平成十四年岡山県条例第三号）に基づく諮問に係る審査請求及び」を「個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年岡山県条例第五十号）に基づく」に改め、同表中

岡山県男女共同参画審議会	男女共同参画に関する重要事項についての調査及び審議並びに男女共同参画の促進に関する施策又は男女共同参画の促進に影響を及ぼすと認められる施策についての建議に関する事務	男女共同参画 同参画 青少年 課
岡山県青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに関係行政機関相互の連絡調整に関する事務	男女共同参画 同参画 青少年 課
岡山県青少年健全育成審議会	岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十三年岡山県条例第二十三号）の規定による青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務	男女共同参画 同参画 青少年 課
岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に基づく同法第二十八条第一項の規定による調査の	男女共同参画 同参画 青少年 課

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

	に、	を	に、	を	
岡山県指定難病 審査会	保健所運営協議 会	岡山県社会福祉 審議会	保健所運営協議 会	岡山県男女共同 参画審議会	岡山県人権政策 審議会
難病の患者に対する医療等に関する法 律（平成二十六年法律第五十号）第七	地域保健法（昭和二十二年法律第百一 号）第十一条の規定による保健所の所 管区域内の地域保健及び当該保健所の 運営に関する事項の審議に関する事務	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十 五号）第七条第一項及び第十二条第一 項の規定による社会福祉に関する事項 （児童福祉に関する事項を含む。）の 調査審議並びに同法第七条第二項の規 定による知事に対する答申及び関係行 政庁に対する意見の具申に関する事務	地域保健法（昭和二十二年法律第百一 号）第十一条の規定による保健所の所 管区域内の地域保健及び当該保健所の 運営に関する事項の審議に関する事務	男女共同参画に関する重要事項につい ての調査及び審議並びに男女共同参画 の促進に関する施策又は男女共同参画 の促進に影響を及ぼすと認められる施 策についての建議に関する事務	人権政策に関する重要事項の調査審議 及び意見の具申に関する事務
	保健医療部		保健福祉部		
医葉安 全課	保健医 療課	保健福 祉課	保健福 祉課	人権・ 男女共 同参画 課	人権・ 男女共 同参画 課
					結果についての再調査に関する事務 人権政策に関する重要事項の調査審議 及び意見の具申に関する事務
					人権施 策推 進 課

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

を

岡山県青少年健全育成審議会	岡山県青少年問題協議会	岡山県子ども子育て会議	岡山県社会福祉審議会	岡山県指定難病審査会	岡山県子ども子育て会議
岡山県青少年健全育成条例（昭和五十二年岡山県条例第二十九号）及び岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例（平成二十	地方青少年問題協議会法（昭和二十八年法律第八十三号）の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立についての調査審議及び意見の具申並びに係行政機関相互の連絡調整に関する事務	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子ども・子育て支援事業支援計画に関する意見の具申並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議及び意見の具申に関する事務	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七条第一項及び第十二条第一項の規定による社会福祉に関する事項（児童福祉に関する事項を含む。）の調査審議並びに同法第七条第二項の規定による知事に対する答申及び関係行政庁に対する意見の具申に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第七条第二項の規定による支給認定についての審査に関する事務	子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）による子ども・子育て支援事業支援計画に関する意見の具申並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議及び意見の具申に関する事務
子ども家庭課	子ども家庭課	子ども未来課	子ども・福祉部 福祉企画課	医薬安全課	子ども未来課

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

岡山県いじめの重大事態に係る再調査委員会	三年岡山県条例第二十三号)の規定による青少年の健全育成及び非行防止に係る事項の調査審議及び意見の具申に関する事務
子ども家庭課	いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第三十条第二項及び第三十一条第二項の規定に基づく同法第二十八条第一項の規定による調査の結果についての再調査に関する事務

に改める。

第三百三十条の表備前県民局の項中「総務広報班 収納管理班」を削り、同表備中県民局の項中「総務広報班 収納管理班」を削り、「法人課税第一班 法人課税第二班」を「法人課税班」に改める。

第三百三十九条中第十一項を第十二項とし、第十項の次に次の一項を加える。

11 東備農業普及指導センター、井笠農業普及指導センター、備北広域農業普及指導センター、新見農業普及指導センター、真庭農業普及指導センター及び勝英農業普及指導センターの位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
備前県民局農林水産事業部東備農業普及指導センター	和気町	備前市 赤磐市 和気町
備中県民局農林水産事業部井笠農業普及指導センター	笠岡市	笠岡市 井原市 浅口市 里庄町 矢掛町
備中県民局農林水産事業部備北広域農業普及指導センター	高梁市	高梁市 新見市(花き、地域資源活用及び経営の普及指導に関するに限る。)
備中県民局農林水産事業部新見農業普及指導センター	新見市	新見市
美作県民局農林水産事業部真庭農業普及指導センター	真庭市	真庭市 新庄村
美作県民局農林水産事業部勝英農業普及指導センター	美作市	美作市 勝央町 奈義町 西粟倉村

第四百四十二条中第十三項を第十五項とし、第八項から第十二項までを二項ずつ繰り下げ、同条第七項中「第九項」を「第十一項」に、「第十項」を「第十二項」に、「第十一項」を「第十三項」に、「第十二項」を「第十四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第六項を第八項とし、第一項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条に第

一項及び第二項として次の二項を加える。
美作岡山間道路建設班の位置及び担当区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	担 当 区 域
備前県民局建設部美作岡山間道路建設班	和気町	赤磐市 和気町
美作県民局建設部美作岡山間道路建設班	美作市	美作市 勝央町 美咲町

2 美作岡山間道路建設班においては、美作岡山道路建設事業に関する事務をつかさどる。

第百六十四条の二に次の一項を加える。

2 津山家畜保健衛生所に、次の課を置く。

家畜衛生第一課

家畜衛生第二課

第百六十四条の三第一項中「家畜保健衛生課」の下に「家畜衛生第一課及び家畜衛生第二課」を加える。

第百六十七条の九及び第百六十七条の十を削る。

第百六十九条から第百八十三条までを次のように改める。

第百六十九条から第百八十三条まで 削除

第百八十五条から第百九十条までを次のように改める。

(業務)

第百八十五条 岡山県福祉相談センター（以下「福祉相談センター」という。）は、総合的な相談、支援等を行うことにより、児童、身体障害者、知的障害者及び女性の福祉の増進を図るため、次に掲げる業務を行う。

- 一 児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。
- 二 身体障害者に関する相談、助言その他必要な援助を行うこと。
- 三 知的障害者に関する相談、助言その他必要な援助を行うこと。
- 四 要保護女子の保護並びに更生に必要な指導及び訓練を行うこと。
- 五 岡山県男女共同参画の促進に関する条例（平成十三年岡山県条例第五十一号）第二十二条第一項第二号に掲げる行為により被害を受けた者に対し、適切な助言、一時的な入所等による保護その他必要な支援を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、福祉相談センターの目的の達成に必要な業務を行うこと。

(組織)

第百八十六条 福祉相談センターに、次の部、課又は班を置く。

部	課	班
子ども家庭相談部	総務企画課	総務企画班 障害者スポーツ推進班
子ども家庭相談部	子ども支援課	地域支援班 心理支援班 子ども養護班

	障害者相談課	女性相談課	子ども保護課
	相談支援班	手帳交付班	

(事務分掌)

第百八十七条 総務企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 庶務に関すること。
- 二 福祉相談センター内の連絡調整に関すること。
- 三 相談機能の強化に関すること。
- 四 児童相談所業務に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。
- 五 児童相談所業務の事例検証に関すること。
- 六 児童相談所及び市町村職員の研修に関すること。
- 七 障害者スポーツの推進に関すること。
- 2 子ども支援課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 市町村が行う児童及び妊産婦の福祉に関する業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。
 - 二 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。
 - 三 児童及びその家庭に対する調査、社会診断及び指導に関すること。
 - 四 児童福祉統計に関すること。
 - 五 他の児童相談所に対する第一項から第四項までに規定する事務に係る業務の援助及び調整に関すること。
 - 六 児童の措置に関すること。
 - 七 児童福祉施設との連絡調整及び指導に関すること。
 - 八 里親及び保護受託者の登録及び指導に関すること。
 - 九 児童保護弁償金の額の決定に関すること。
 - 十 児童の心理判定及び医学的診断並びにこれらに基づく指導に関すること。
 - 十一 児童及び保護者等の心理治療及びカウンセリングに関すること。
 - 十二 療育手帳の判定その他児童の心身障害に係る判定に関すること。
- 3 子ども保護課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 児童の一時保護に関すること。
 - 二 一時保護児童の生活指導及び余暇指導に関すること。
 - 三 一時保護児童の健康管理に関すること。
 - 四 一時保護児童の行動観察及び行動診断に関すること。
 - 五 一時保護児童の給食に関すること。
- 4 女性相談課においては、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 要保護女子及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。
 - 二 要保護女子の一時保護を行うこと。
 - 三 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。第七号及び第九十二条において「配偶者暴力防止法」とい

う。）第一条第二項に規定する被害者をいう。以下この条及び第九十二条において同じ。）に関する各般の問題について、相談に応じること又は女性相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

四 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他必要な指導を行うこと。

五 被害者（被害者とその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号及び第八号において同じ。）の一時保護を行うこと。

六 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

七 配偶者暴力防止法第四章（配偶者暴力防止法第二十八条の二において準用する場合を含む。第九十二条において同じ。）に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

八 被害者を居住させ、保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

5 障害者相談課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

一 身体障害者及び十八歳以上の知的障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導に関すること。

二 身体障害者及び十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。

三 補装具の処方及び適合判定に関すること。

四 身体障害者の地域リハビリテーションに関すること。

五 身体障害者及び十八歳以上の知的障害者に係る巡回相談に関すること。

六 身体障害者手帳又は療育手帳の交付及びこれに付随する業務に関すること。

第九十二条から第九十条まで 削除
第九十二条の次に次の一条を加える。

（業務）

第九十二条の二 岡山県青少年総合相談センター（以下「青少年総合相談センター」という。）は、青少年に関する相談、指導等を総合的に行うことにより、いじめ、不登校、非行等の防止及び解消を図り、もつて青少年の健全な育成に資するため、次に掲げる業務を行う。

一 青少年のいじめ、不登校、非行等に関する相談及び指導

二 青少年に関する他の相談機関のあつせん

三 青少年に関する情報の収集及び提供

四 前三号に掲げるもののほか、青少年総合相談センターの目的の達成に必要な業務
第二百五十三条を次のように改める。

第二百五十三条 削除

第二百五十三条の二を削る。

第二百五十八条から第六十条までを次のように改める。

（設置）

第二百五十八条 職員に必要な行政の知識及び技能を修得させるとともに、その職員にふさわしい人格を養うため、岡山県自治研修所（以下「自治研修所」という。）を岡山市に置く。

（業務）

第二百五十九条 自治研修所は、次に掲げる業務を行う。

一 研修の企画、調査及び研究に関すること。

- 二 研修の実施及び研修結果の分析に関すること。
- 三 研修を受ける者の服務に関すること。
- 四 その他研修の実施のために必要な業務

第二百六十条 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(関係規則の一部改正)
- 2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中「三十二の項又」を「二十八の項又」に改める。

別表第二の六の項を削り、同表の七の項中「七の項」を「六の項」に改め、同項を同表の六の項とし、同表の八の項中「八の項」を「七の項」に改め、同項を同表の七の項とし、同表の九の項中「九の項」を「八の項」に改め、同項を同表の八の項とし、同表の十の項中「十の項」を「九の項」に改め、同項を同表の九の項とし、同表の十一の項中「十一の項」を「十の項」に改め、同項を同表の十の項とし、同表の十二の項中「十二の項」を「十一の項」に改め、同項を同表の十一の項とし、同表の十三の項中「十三の項」を「十二の項」に改め、同項を同表の十二の項とし、同表の十四の項中「十四の項」を「十三の項」に改め、同項を同表の十三の項とし、同表の十五の項中「十五の項」を「十四の項」に改め、同項を同表の十四の項とし、同表の十六の項中「十六の項」を「十五の項」に改め、同項を同表の十五の項とし、同表の十七の項中「十七の項」を「十六の項」に改め、同項を同表の十六の項とし、同表の十八の項中「十八の項」を「十七の項」に改め、同項を同表の十七の項とし、同表の十九の項中「十九の項」を「十八の項」に改め、同項を同表の十八の項とし、同表の二十の項中「二十の項」を「十九の項」に改め、同項を同表の十九の項とし、同表の二十一の項中「二十一の項」を「二十の項」に改め、同項を同表の二十の項とし、同表の二十二の項及び二十二の二の項を削り、同表の二十三の項中「二十三の項」を「二十一の項」に改め、同項を同表の二十一の項とし、同表の二十四の項中「二十四の項」を「二十二の項」に改め、同項を同表の二十三の項とし、同表の二十五の項中「二十五の項」を「二十三の項」に改め、同項を同表の二十四の項とし、同表の二十六の項中「二十六の項」を「二十四の項」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表の二十七の項を削り、同表の二十八の項中「二十八の項」を「二十五の項」に改め、同項を同表の二十五の項とし、同表の二十九の項中「二十九の項」を「二十六の項」に改め、同項を同表の二十六の項とし、同表の三十の項を削り、同表の三十一の項中「三十一の項」を「二十七の項」に改め、同項を同表の二十七の項とし、同項の次に次の五項を加える。

二十八 特例条例別表第二の二十八の項に規定する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	イ 児童福祉法等施行細則（昭和二十七年岡山県規則第四十三号）第二条第一項の規定による児童委員の報告の受理 ロ 児童福祉法等施行細則第八条第一項の規定による里親の認定の申請の受理 ハ 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則（昭和六十二年岡山県規則第三十二号）第
--	--

	<p>五条第二項の規定による費用徴収月額の減免の申請の受理</p> <p>二 児童福祉法第五十六条の規定による費用徴収規則第六条の規定による住所変更届の受理</p>
<p>二十九 特例条例別表第二の二十九の項に規定する母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。）母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号。以下この項において「政令」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>イ 法第十三条第一項、第三十一条の六第一項及び第三十二条第一項の規定による貸付けの申請の受理</p> <p>ロ 法第十三条第三項、第三十一条の六第三項及び第三十二条第二項の規定による継続貸付けの申請の受理</p> <p>ハ 法第十五条（法第三十一条の六第五項及び第三十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による償還の免除の申請の受理</p> <p>ニ 政令第八条第三項ただし書、第三十一条の六第三項ただし書及び第三十七条第三項ただし書の規定による繰上償還の申出の受理</p> <p>ホ 政令第八条第五項、第三十一条の六第五項及び第三十七条第五項の規定による据置期間の延長の申請の受理</p> <p>ヘ 政令第十二条（政令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による貸付資格喪失の届出の受理</p> <p>ト 政令第十九条第一項（政令第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。）の規定による償還金の支払猶予の申請の受理</p> <p>チ 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和四十年岡山県規則第五号。以下この項において「規則」という。）第六条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による借入書の受理</p> <p>リ 規則第八条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による借受け者又はその保証人の氏名又は住所の変更の届出の受理</p> <p>ヌ 規則第八条第二項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による借受け団体の名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更の届出の受理</p> <p>ル 規則第九条（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による休学等の届出の受理</p> <p>ヲ 規則第十条第一項（規則第二十三条において準用する場合を含む。）の規定による増額の申請の受理</p>

<p>三十 特例条例別表第二の三十の項に規定する特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号。以下この項において「法」という。）及び障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号。以下この項において「省令」という。）並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この項において「改正法」という。）に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	<p>三十の二 特例条例別表第二の三十の二の項に規定する原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号。以下この項において「法」という。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号。以下この項において「政令」という。）及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、別</p>
<p>イ 法第十九条（法第二十六条の五において準用する場合を含む。）の規定による認定の請求の受理 ロ 法第三十五条第二項の規定による死亡の届出（特別児童扶養手当に係るものを除く。）の受理 ハ 省令第五条（省令第十三条第一項及び第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による障害児福祉手当所得状況届及び特別障害者手当所得状況届の受理 ニ 省令第七条及び第八条（省令第十三条第一項及び第十六条において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出の受理 ホ 省令第九条（省令第十三条第一項において準用する場合及び省令第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による受給資格喪失の届出の受理 ヘ 改正法附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における福祉手当の支給に関する省令の一部を改正する省令（昭和六十年厚生省令第四十九号）による改正前の福祉手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）に基づく現況の届出、氏名又は住所の変更の届出及び受給資格喪失の届出の受理</p>	<p>(1) 法第二条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付の申請の受理 (2) 法第十一条第一項の規定による負傷等が原子爆弾の傷害作用に起因する旨の認定の申請の受理 (3) 法第十七条第一項の規定による医療費の支給の申請の受理 (4) 法第十八条第一項の規定による一般疾病医療費の支給の申請の受理 (5) 法第二十四条第二項の規定による医療特別手当の支給の認定の申請の受理 (6) 法第二十五条第二項の規定による特別手当の支給の認定の申請の受理 (7) 法第二十六条第二項の規定による原子爆弾小頭症手当の支給の認定の申請の受理 (8) 法第二十七条第二項の規定による健康管理手当の支給の認定の申請の受理 (9) 法第二十八条第二項の規定による保健手当の</p>

に規則で定めるもの

- (10) 支給の認定の申請の受理
- (11) 法第三十一条の規定による介護手当の支給の申請の受理
- (12) 法第三十二条の規定による葬祭料の支給の申請の受理
- (13) 政令第三条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けた者の居住地の変更の届出の受理
- (14) 政令第四条の規定による被爆者健康手帳の交付を受けた者の国外への居住地の変更の届出の受理
- (15) 政令第五条第一項の規定による被爆者健康手帳の交付を受けた者であつて国内に居住地を有しないものの国内への居住地の変更の届出の受理
- (16) 政令第七条第一項の規定による被爆者の氏名等の変更の届出の受理
- (17) 政令第七条第二項の規定による被爆者健康手帳の再交付の申請の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (18) 政令第七条第三項の規定による再交付後に発見された被爆者健康手帳の返還の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (19) 政令第八条の規定による死亡のときの被爆者健康手帳の返還の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (20) 政令第三十二条第一項の規定による医療特別手当健康状況届の受理
- (21) 政令第三十四条の規定による医療特別手当受給権者の氏名の変更の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (22) 政令第三十五条第一項の規定による医療特別手当受給権者の居住地の変更の届出の受理（県外からの居住地の変更に係るものに限る。）
- (23) 政令第三十五条の二の規定による医療特別手当受給権者の国外への居住地の変更の届出の受理
- (24) 政令第三十五条の三第一項の規定による医療特別手当受給権者であつて国内に居住地を有しないものの国内への居住地の変更の届出の受理
- (25) 政令第三十七条第一項の規定による医療特別手当証書の再交付の申請の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (26) 政令第三十七条第三項の規定による再交付の申請後に発見された医療特別手当証書の返納の

- 受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (26) 省令第三十九条の規定による医療特別手当受給権者の失権の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (27) 省令第四十一条の規定による医療特別手当受給権者の死亡の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (28) 省令第四十六条において準用する省令第三十四条の規定による特別手当受給権者の氏名の変更の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (29) 省令第四十六条において準用する省令第三十五条第一項の規定による特別手当受給権者の居住地の変更の届出の受理（県外からの居住地の変更に係るものに限る。）
- (30) 省令第四十六条において準用する省令第三十五条の二の規定による特別手当受給権者の国外への居住地の変更の届出の受理
- (31) 省令第四十六条において準用する省令第三十五条の三第一項の規定による特別手当受給権者であつて国内に居住地を有しないものの国内への居住地の変更の届出の受理
- (32) 省令第四十六条において準用する省令第三十七条第一項の規定による特別手当証書の再交付の申請の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (33) 省令第四十六条において準用する省令第三十七条第三項の規定による再交付の申請後に発見された特別手当証書の返納の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (34) 省令第四十六条において準用する省令第四十四条の規定による特別手当受給権者の死亡の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (35) 省令第五十条において準用する省令第三十四条の規定による原子爆弾小頭症手当受給権者の氏名の変更の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (36) 省令第五十条において準用する省令第三十五条第一項の規定による原子爆弾小頭症手当受給権者の居住地の変更の届出の受理（県外からの居住地の変更に係るものに限る。）
- (37) 省令第五十条において準用する省令第三十五条の二の規定による原子爆弾小頭症手当受給権

- (38) 者の国外への居住地の変更の届出の受理
省令第五十条において準用する省令第三十五条の三第一項の規定による原子爆弾小頭症手当受給権者であつて国内に居住地を有しないものの国内への居住地の変更の届出の受理
- (39) 省令第五十条において準用する省令第三十七条第一項の規定による原子爆弾小頭症手当証書の再交付の申請の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (40) 省令第五十条において準用する省令第三十七条第三項の規定による再交付の申請後に発見された原子爆弾小頭症手当証書の返納の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (41) 省令第五十条において準用する省令第四十一条の規定による原子爆弾小頭症手当受給権者の死亡の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (42) 省令第五十四条において準用する省令第三十四条の規定による健康管理手当受給権者の氏名の変更の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (43) 省令第五十四条において準用する省令第三十五条第一項の規定による健康管理手当受給権者の居住地の変更の届出の受理（県外からの居住地の変更に係るものに限る。）
- (44) 省令第五十四条において準用する省令第三十五条の二の規定による健康管理手当受給権者の国外への居住地の変更の届出の受理
- (45) 省令第五十四条において準用する省令第三十五条の三第一項の規定による健康管理手当受給権者であつて国内に居住地を有しないものの国内への居住地の変更の届出の受理
- (46) 省令第五十四条において準用する省令第三十七条第一項の規定による健康管理手当証書の再交付の申請の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (47) 省令第五十四条において準用する省令第三十七条第三項の規定による再交付の申請後に発見された健康管理手当証書の返納の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (48) 省令第五十四条において準用する省令第三十九条の規定による健康管理手当受給権者の失権の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (49) 省令第五十四条において準用する省令第四十

- 一条の規定による健康管理手当受給権者の死亡の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (50) 省令第五十八条第一項の規定による保健手当額の改定の申請の受理
- (51) 省令第五十九条第一項の規定による保健手当額の改定の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (52) 省令第六十条第一項の規定による保健手当現況届の受理
- (53) 省令第六十三条第一項において準用する省令第三十四条の規定による保健手当受給権者の氏名の変更の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (54) 省令第六十三条第一項において準用する省令第三十五条第一項の規定による保健手当受給権者の居住地の変更の届出の受理（県外からの居住地の変更に係るものに限る。）
- (55) 省令第六十三条第一項において準用する省令第三十五条の二の規定による保健手当受給権者の国外への居住地の変更の届出の受理
- (56) 省令第六十三条第一項において準用する省令第三十五条の三第一項の規定による保健手当受給権者であつて国内に居住地を有しないもの国内への居住地の変更の届出の受理
- (57) 省令第六十三条第一項において準用する省令第三十七条第一項の規定による保健手当証書の再交付の申請の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (58) 省令第六十三条第一項において準用する省令第三十七条第三項の規定による再交付の申請後に発見された保健手当証書の返納の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (59) 省令第六十三条第一項において準用する省令第四十一条の規定による保健手当受給権者の死亡の届出の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）
- (60) 省令第六十五条第二項の規定による介護手当継続支給の申請の受理
- (61) 省令第六十六条の規定による介護手当継続支給対象者の氏名の変更の届出の受理
- (62) 省令第六十七条第一項の規定による介護手当継続支給対象者の居住地の変更の届出の受理
- (63) 省令第六十七条の二の規定による介護手当継続支給対象者の国外への居住地の変更の届出の

<p>三十一 特例条例別表第二</p>	<p>イ 条例第十九条第一項の規定による新築等の届</p>
-------------------------	-------------------------------

(64) 受理
省令第六十八条の規定による介護手当継続支給申請書の記載事項の変更の届出の受理

(65) 省令第六十九条の規定による介護手当継続支給対象者の重度障害に該当しなくなった旨等の届出の受理

(66) 省令第七十条第一項において準用する省令第四十一条の規定による介護手当継続支給対象者の死亡の届出の受理

(67) 省令附則第二条第二項の規定による第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の交付の申請の受理

(68) 省令附則第四条第一項の規定による第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の交付を受けた者の居住地の変更の届出の受理

(69) 省令附則第四条の二の規定による第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付を受けた者の国内への居住地の変更の届出の受理

(70) 省令附則第四条の三第一項の規定による第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付を受けた者であつて国内に居住地を有しないものの国内への居住地の変更の届出の受理

(71) 省令附則第五条第一項において準用する省令第七条第一項の規定による第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の交付を受けた者の氏名等の変更の届出の受理

(72) 省令附則第五条第一項において準用する省令第七条の二第一項の規定による第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の再交付の申請の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）

(73) 省令附則第五条第一項において準用する省令第七条の二第三項の規定による再交付後に発見された第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の返還の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）

(74) 省令附則第五条第一項において準用する省令第八条の規定による死亡のときの第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の返還の受理（県内に居住地を有する者に係るものに限る。）

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

の三十一の項に規定する岡山県福祉のまちづくり条例（平成十二年岡山県条例第一号。以下この項において「条例」という。）に基づく事務のうち、別に規則で定めるものの

出の受理
 ロ 条例第十九条第二項の規定による変更の届出の受理
 ハ 条例第十九条第三項（条例第二十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による工事の完了の届出の受理

- 3 次に掲げる規則の規定中「県民生活部及び保健福祉部」を「保健医療部及び子ども福祉部」に改める。
 - 一 岡山県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十二年岡山県規則第四十二号）第十条第一号
 - 二 岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例施行規則（平成二十三年岡山県規則第四十七号）第五条第一号
- 4 次に掲げる規則の規定中「県民生活部男女共同参画青少年課」を「子ども・福祉部子ども家庭課」に改める。
 - 一 岡山県青少年健全育成審議会規則（昭和五十二年岡山県規則第四十三号）第九条
 - 二 岡山県男女共同参画審議会規則（平成十四年岡山県規則第十一号）第六条
- 5 岡山県人権政策審議会規則（平成九年岡山県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条中「人権施策推進課」を「人権・男女共同参画課」に改める。
- 6 岡山県感染症対策委員会規則（昭和五十七年岡山県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。
- 7 次に掲げる規則の規定中「保健福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。
 - 一 岡山県障害者介護給付費等不服審査会規則（平成十八年岡山県規則第三十五号）第六条
 - 二 岡山県介護保険審査会規則（平成十一年岡山県規則第五十四号）第七条
- 8 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。別表第一保健福祉部関係の項中「保健福祉部」を「子ども・福祉部」に改める。様式第五百五十七号中

保健福祉部	

を

福祉部	
子ども・	
保健医療部	

に改める。

◎岡山県規則第四十九号

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則

知事の権限に属する事務の一部を教育委員会及び公安委員会の所管に属する機関の長に委任する規則（昭和四十一年岡山県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第十三号中「第九条第三項又は第四項」を「第九条第四項又は第五項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

次のように加える。

<p>1 岡山県男女共同参画推進センター条例（平成11年岡山県条例第8号）の施行に関する事務</p>	<p>1 利用等の許可及び変更許可（第3条第1項）</p>						<p>○ 男女共同参画推進センター所長</p>	
	<p>2 利用等の許可の取消し等（第4条）</p>						<p>○ 男女共同参画推進センター所長</p>	
	<p>3 使用料の納期の指定，減免及び返還（第5条）</p>						<p>○ 男女共同参画推進センター所長</p>	
	<p>4 開館時間の臨時変更（岡山県男女共同参画推進センター条例施行規則（平成11年岡山県規則第7号。以下この項において「規則」という。）第2条）</p>						<p>○ 男女共同参画推進センター所長</p>	
	<p>5 休館日の臨時変更（規則第3条）</p>						<p>○ 男女共同参画推進センター所長</p>	
	<p>6 利用者の遵守事項の事前承認及び指示事項（規則第5条）</p>						<p>○ 男女共同参画推進センター所長</p>	
	<p>7 損壊等の届出に対する指示（規則第6条）</p>						<p>○ 男女共同参画推進センター</p>	

8 利用の禁止（規則第9条）	所長 ○ 男女共同 参画推進 センター 所長
----------------	------------------------------------

別表第三保健福祉課の部中「保健福祉課」を「保健医療課」に改め、同部3の項から32の項までを削る。
 別表第三指導監査室及び被災者生活支援室の部を削る。

別表第三新型コロナウイルス感染症対策室の部1の項1中「感染症患者」を「医師からの感染症患者」とし、「第12条第1項、第8項」を「第12条第1項、第10項」と改め、同項中23を25とし、13から22を二ずつ繰り下げ、12を削り、11を14とし、5から10までを三ずつ繰り下げ、同項4中「検体」を「検体等」と改め、「第26条の4第1項、第3項」の次に「、第44条の3の2第6項」を加え、同4を同項6とし、同6の次に次のように加える。

7 検体等の検査の結果に係る厚生労働大臣への報告（第16条の3第8項、第26条の3第6項、第26条の4第6項）	○ 保健所長
---	--------

別表第三新型コロナウイルス感染症対策室の部1の項中3を5とし、同項2中「第15条第1項」の次に「、第3項」を加え、同2を同項3とし、同3の次に次のように加える。

4 感染症の発生状況、動向及び原因の調査の結果に係る厚生労働大臣への報告（第15条第13項）	○ 保健所長
--	--------

別表第三新型コロナウイルス感染症対策室の部1の項1の次に次のように加える。

2 医師からの届出に係る厚生労働大臣への報告（第12条第2項、第10項）	○ 保健所長
--------------------------------------	--------

別表第三新型コロナウイルス感染症対策室の部1の項に次のように加える。

26 感染症に係る検体等の受理（第44条の3の2第3項）	○ 保健所長
27 感染症に係る検体等の検査の結果に係る厚生労働大臣への報告（第44条の3の2第4項）	○ 環境保健 センター 所長
28 新型インフルエンザ等感染症患者の退院等の届出の受理（第44	○ 保健所長

	<p>6 介護福祉士等修学資金の返還免除（貸付金の返還免除に関する条例第2条の2）</p>	付表による			○				
<p>4 民生委員法（昭和23年法律第198号）の施行に関する事務</p>	<p>1 民生委員の推薦及び再推薦の命令（第5条、第7条） 2 民生委員の解雇の具申（第11条） 3 民生委員の職務に関する指揮監督（第17条第1項） 4 民生委員の指導訓練の実施（第18条） 5 民生委員協議会を組織すべき区域の決定（第20条） 6 民生委員の辞職の申出及び死亡届の受理並びにこれらに関する厚生労働大臣に対する具申</p>	<p>子ども家庭課長 子ども家庭課長 子ども家庭課長</p>		○	○	○	○	○	県民局長
<p>5 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関する事務</p>	<p>1 物資の供給又は役務の提供に関する連絡調整（第2条の3） 2 応急仮設住宅に関する措置（第4条） 3 医療及び助産に関する措置（第4条） 4 生業資金の貸与の決定（第4条） 5 救助に必要な医療、土木建築工事又は輸送関係者に対する救助業務の従事命令（第7条）</p>			○	○	○	○	○	

	<p>6 救助を要する者及びその近隣者に対する業務協力命令(第8条)</p> <p>7 救助に必要な病院、診療所、旅館等の施設管理又は土地、家屋若しくは物資の使用の決定(第9条)</p> <p>8 物資の生産等を業とする者に対する物資の保管命令又は収用の決定(第9条)</p> <p>9 公衆電気通信設備の優先利用又は有線電気通信設備若しくは無線設備の使用の決定(第11条)</p> <p>10 災害発生市町村等の長が実施する救助に関する事務の決定(第13条)</p> <p>11 日本赤十字社に対する救助又は応援の委託(第16条)</p> <p>12 災害救助に要する費用の補償、求償及び繰替支弁に関する措置(第19条、第20条、第30条)</p> <p>13 災害救助費の国庫負担に係る申請に関する措置(第20条)</p> <p>14 内閣総理大臣が定める基準によつては救助の適切な実施が困難な場合における特別基準の設定(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第3条)</p>
<p>6 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)の施行に関する事務</p>	<p>1 貸付金の償還免除の決定(第14条第2項)</p>
<p>7 被災者生活再建支援法(平成10年法律第66号)の施行に関する事務</p>	<p>1 被災者生活再建支援金の支給の決定(第3条)</p>
<p>8 岡山県善行賞表彰要綱の施行に関する事務</p>	<p>1 善行賞受賞者の決定</p>

県民局長

<p>9 未帰還者に関する特別措置法(昭和34年法律第7号)の施行に関する事務</p>	<p>1 戦時死亡宣告及び取消しの請求(第2条)</p> <p>2 弔慰料の支給決定(第3条)</p>							
<p>10 未帰還者留守家族等援護法(昭和28年法律第161号)の施行に関する事務</p>	<p>1 留守家族手当, 葬祭料及び遺骨引取経費の支給決定(第5条, 第16条, 第17条)</p> <p>2 未帰還者等の調査究明及びその処理並びに帰国の促進(第29条)</p> <p>(1) 未帰還者等に関する資料等の調整及び通報</p> <p>(2) 未帰還者等の死亡の認定及び報告</p> <p>(3) 未帰還者等の死亡公報の発令及び取消し</p> <p>(4) 遺骨及び遺留品の伝達</p>							
<p>11 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和27年法律第127号)の施行に関する事務(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和31年法律第177号)の施行に関する事務を含む。)</p>	<p>1 障害年金, 遺族年金, 遺族給与金等の請求書類の受理及び裁定に必要な調査</p>							
<p>12 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和38年法律第61号)の施行に関する事務</p>	<p>1 特別給付金の裁定及びその取消し(第3条)</p> <p>2 1のうち重要なもの</p> <p>3 国庫債券の買上げのための証明書の発行及び国庫債券の担保貸付けの内申</p>						<p>○ 県民局長</p>	
<p>13 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和40</p>	<p>1 特別弔慰金の裁定及びその取消し(第4条)</p>							

<p>年法律第100号)の施行に関する事務</p>	<p>2 1のうち重要なもの</p> <p>3 国庫債券の買上げのための証明書の発行及び国庫債券の担保貸付けの内申</p>					<p>○</p>	<p>○ 県民局長</p>
<p>14 戦没者の叙位及び叙勲事務取扱要領(昭和39年4月11日付け援発第3010号)の施行に関する事務</p>	<p>1 遺族の決定</p> <p>2 戦没者叙位叙勲発令予定者の発表</p> <p>3 位記, 勲記, 勲章及び賜杯の伝達</p>			<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○ 県民局長</p>
<p>15 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)の施行に関する事務</p>	<p>1 戦傷病者相談員の推薦(第8条の2)</p> <p>2 療養給付等の認定及び却下(第10条)</p> <p>3 療養給付等の診療報酬額の決定(第15条, 第17条から第21条まで)</p> <p>4 更生医療, 補装具等の交付等の認定(第20条, 第21条)</p>			<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	
<p>16 引揚者給付金等支給法(昭和32年法律第109号)の施行に関する事務</p>	<p>1 引揚者給付金の認定及びその取消し(第3条)</p>			<p>○</p>			
<p>17 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和41年法律第109号)の施行に関する事務</p>	<p>1 特別給付金の裁定及びその取消し(第3条)</p> <p>2 1のうち重要なもの</p> <p>3 国庫債券の買上げのための証明書の発行及び国庫債券の担保貸付けの内申</p>			<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○ 県民局長</p>
<p>18 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法(昭和42年法律第57号)の施行に関する事務</p>	<p>1 特別給付金の裁定及びその取消し(第4条)</p> <p>2 1のうち重要なもの</p>			<p>○</p>	<p>○</p>		

<p>19 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号）の施行に関する事務</p>	<p>3 国庫債券の買上げのための証明書の発行及び国庫債券の担保貸付けの内申</p> <p>1 特別交付金の認定及びその取消し（第3条第2項、第15条）</p> <p>2 特別交付金の返還命令（第14条）</p> <p>3 国庫債券の担保貸付けの内申</p>					<p>○ 県民局長</p>	
<p>20 定例未伝達勲章伝達事務取扱要領（昭和45年8月6日付け援発第860号）の施行に関する事務</p>	<p>1 未伝達者又はその遺族の決定</p> <p>2 勲記、勲章の伝達</p>			<p>○</p>	<p>○ 県民局長</p>		
<p>21 未伝達位記伝達事務取扱要領（昭和47年9月30日付け援発第971号）の施行に関する事務</p>	<p>1 未伝達者又はその遺族の決定</p> <p>2 位記の伝達</p>			<p>○</p>	<p>○ 県民局長</p>		
<p>22 戦没者遺族相談員設置要綱（昭和45年7月13日付け援発第73号）の施行に関する事務</p>	<p>1 戦没者遺族相談員の推薦</p>			<p>○</p>			
<p>23 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）の施行に関する事務</p>	<p>1 被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の交付、居住地変更及び再交付（第2条、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条から第6条まで、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「規則」という。）附則第2条、第4条から第5条まで）</p> <p>2 被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証及び第二種健康診断受診者証の訂正（規則第7条、附則第5条）</p> <p>(1) 氏名の変更に係るもの</p>			<p>○</p>			

<p>(2) 県内での居住地の変更に係るもの</p>						○	保健所長
<p>3 健康診断の期日及び場所の指定 (規則第9条)</p>						○	
<p>4 健康診断の実施 (第7条)</p>						○	保健所長
<p>5 健康診断記録の作成及び保存 (第8条)</p>						○	保健所長
<p>6 健康診断受診者の健康指導 (第9条)</p>						○	保健所長
<p>7 医療特別手当, 特別手当, 原子爆弾小頭症手当, 健康管理手当, 保健手当及び介護手当の認定並びに医療特別手当受給者の健康状況の認定 (第24条から第28条まで, 第31条, 規則第32条, 第33条)</p>						○	
<p>8 医療特別手当, 特別手当, 原子爆弾小頭症手当, 健康管理手当, 保健手当, 介護手当及び葬祭料の支給 (第24条から第28条まで, 第31条, 第32条)</p>							
<p>(1) 県内に居住地又は現在地を有する者に係るもの</p>						○	県民局長
<p>(2) 県内に居住地又は現在地を有しない者に係るもの</p>						○	
<p>9 医療特別手当証書, 特別手当証書, 原子爆弾小頭症手当証書, 健康管理手当証書及び保健手当証書の交付, 再交付及び返納命令 (規則第30条, 第38条, 第40条, 第45条, 第46条, 第49条, 第50条, 第53条, 第54条, 第57条, 第63条)</p>						○	
<p>10 医療特別手当証書, 特別手当証書, 原子爆弾小頭症手当証書, 健康管理手当証書及び保健手当証書の訂正 (規則第36条, 第46条, 第50条, 第54条, 第63条)</p>						○	保健所長
<p>(1) 県内での居住地の変更に係るもの</p>						○	保健所長

<p>24 原子爆弾被爆者交通手当金支給要領（昭和35年衛発第285号）の施行に関する事務</p>	<p>1 原子爆弾被爆者交通手当の認定</p>					<p>○</p>	<p>保健所長</p>	
<p>25 岡山県補助金等交付規則の施行に関する事務</p>	<p>1 補助金等の交付に係る事案の決定（変更又は取消しを含む。）</p> <p>(1) 民生委員・児童委員活動費等補助金交付要綱に係るもの</p> <p>(2) 岡山県民間社会福祉施設整備資金に対する利子補給金交付要綱（昭和45年11月12日付け厚第1560号）に係るもの</p>				<p>○</p>	<p>○</p>	<p>県民局長</p>	
<p>26 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の施行に関する事務</p>	<p>1 永住帰国した中国残留邦人等に対する生活相談等（第8条）</p> <p>2 支援給付の実施及び配偶者支援金の支給に関すること。（第14条第4項、第15条第3項）</p> <p>(1) 支援給付及び配偶者支援金の支給の開始並びに変更の申請に係る支援給付の要否、種類、程度及び方法の決定</p> <p>(2) 支援給付基準の改定及び変更に伴う支援給付の程度の決定</p> <p>(3) 職権による支援給付及び配偶者支援金の支給の開始並びに変更に係る支援給付の種類、程度及び方法の決定</p> <p>(4) 支援給付及び配偶者支援金の支給の停止及び廃止の決定</p> <p>(5) 支援給付を受けている者（以下この項において「被支援者」という。）及び配偶者支援金の支給を受けている者（以下この項において「受給者」という。）に対する指導及び指示</p> <p>(6) 被支援者及び受給者に対する報告の請求、立入調査及び検診の命令、扶養義務者等に対する報告の請求並びに申請の却下、</p>			<p>○</p>	<p>○</p>	<p>○</p>	<p>県民局長</p>	

	<p>6 費用に関すること。(第14条第4項、第15条第3項)</p> <p>(1) 遺留品の処分</p> <p>(2) 損害についての届出の受理及び損害賠償請求権の行使</p> <p>(3) 扶養義務者からの費用の徴収及び家庭裁判所への申立</p> <p>(4) 急迫の場合等において資力があるにもかかわらず支援給付及び配偶者支援金の支給を受けた者からの徴収金の徴収</p> <p>(5) 不正の手段をもって支援給付、配偶者支援金の支給等を受け、又は受けさせた者からの費用の徴収</p> <p>(6) 金品の返還の免除</p> <p>7 後見人選任の請求 (第14条第4項、第15条第3項)</p> <p>8 支援給付及び配偶者支援金の支給の廃止を行う際にその者が生活困窮者に該当する場合の事業又は給付金についての情報提供等</p>
<p>27 就労に役立つ日本語等の資格取得のための教育訓練給付金事業実施要領 (平成19年4月1日社援発第0330008号) の施行に関する事務</p>	<p>1 教育訓練給付金の受給要件の審査及び対象講座の指定の可否の決定</p> <p>2 教育訓練給付金の支給の可否の決定</p>
<p>28 地域生活支援プログラム参加者のための活動支援費 (交通費) 及び教材費等の支給実施要領 (平成19年4月1日社援発第0330007号) の施行に関する事務</p>	<p>1 活動支援費 (交通費) 及び教材費等の支給の決定</p>

<p>29 支援・相談員の配置等に関する実施要領（平成20年3月31日社援発第0331025号）の施行に関する事務</p>	<p>1 老齢基礎年金制度による対応を補完する生活支援給付事務を行う支援・相談員の配置等</p>	<p>障害福祉課長</p>						
<p>30 支援給付施行事務監査実施要綱（平成21年3月31日社援発第0331046号）の施行に関する事務</p>	<p>1 実施機関に対する支援給付施行事務監査の実施等</p> <p>1 児童福祉施設に関すること。</p> <p>(1) 児童福祉施設に対する最低基準実施の監督及び実地検査（被措置児童等虐待に係るものを除く。）（第46条第1項，児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条）</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(2) 児童福祉施設に対する改善勧告及び改善命令（被措置児童等虐待に係るものを除く。）（第46条第3項）</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(3) 児童福祉施設に対する事業の停止命令（被措置児童等虐待に係るものを除く。）（第46条第4項）</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>	<p>障害福祉課長</p>			<p>○</p>		<p>○</p>	<p>県民局長</p>

<p>(4) 児童福祉施設（障害児に関する施設に限る。）の変更の届出の受理（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営むる施設に係るものを除く。）（児童福祉法施行規則第37条）</p>						○ 県民局長	
<p>(5) 児童福祉施設に対する最低基準向上の報告（児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年岡山県条例第47号）第3条第1項）</p>							
<p>ア 知事が必要と認めた事項</p>				○			
<p>イ ア以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>2 指定障害児通所支援事業者等に関すること。</p>							
<p>(1) 指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出の受理（障害児通所給付費の請求に関する事項等の変更に係るものを除く。）（第21条の5の20第3項、第24条の13第3項）</p>						○ 県民局長	
<p>(2) 指定障害児通所支援事業者等に対する報告の命令等及び立入検査等（第21条の5の22、第24条の15）</p>							
<p>ア 知事が必要と認めた事項</p>				○			
<p>イ ア以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>(4) 指定障害児事業者等に係る業務管理体制の整備に関する届出及び変更の届出の受理（第21条の5の26第2項第1号、第3項、第4項、第24条の19の2、第24条の38第2項第1号、第3項、</p>						○ 県民局長	

	<p>第4項)</p> <p>(5) 指定障害児事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告等の命令等 (第21条の5の27第1項, 第3項, 第24条の19の2, 第24条の39第1項, 第4項)</p> <p>(6) 指定障害児事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告及び公表並びに命令 (第21条の5の28, 第24条の19の2, 第24条の40)</p> <p>(7) 障害児通所支援事業等に係る開始, 変更, 廃止及び休止の届出の受理 (第34条の3第2項から第4項まで)</p> <p>(8) 障害児の保護者等に対する報告命令等 (第57条の3第3項, 第57条の3の3第1項, 第4項)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>					<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>県民局長</p> <p>県民局長</p> <p>県民局長</p> <p>県民局長</p> <p>県民局長</p> <p>県民局長</p>
<p>2 身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) の施行に関する事務</p>	<p>1 身体障害者社会参加支援施設等に関すること。</p> <p>(1) 身体障害者社会参加支援施設 (社会福祉法人その他の者が設置するものに限る。) の設置及び運営の改善命令のうち一般監査に係るもの (第29条)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(2) 身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対する報告の徴収及び立入検査のうち一般監査に係るもの (第39条第1項)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p>					<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>	<p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p> <p>○</p>

4 社会福祉法の施行に関する事務	1 社会福祉法に基づく社会福祉法人及び社会福祉連携推進法人(以下「社会福祉法人等」という。)並びに社会福祉事業に関すること。	イ ア以外のもの							<input type="checkbox"/>	県民局長	
		ロ 保護施設の長に対する指導制限及び禁止の決定(第48条第3項)									
		ハ 知事が必要と認めた事項					<input type="checkbox"/>				
		ニ ア以外のもの							<input type="checkbox"/>	県民局長	
		(1) 社会福祉法人の定款の認可(第32条)	関係課長			<input type="checkbox"/>					
		(2) 一時評議員又は一時役員の職務を行うべき者の選任(第42条第2項, 第45条の6第2項)	関係課長			<input type="checkbox"/>					
		(3) 評議員会の招集の許可(第45条の9第5項)	関係課長			<input type="checkbox"/>					
		(4) 社会福祉法人等の定款の変更の認可(第45条の36第2項, 第139条第2項)	関係課長			<input type="checkbox"/>					
		(5) (4)のうち一保育所の設置経営を行う社会福祉法人に係るもの							<input type="checkbox"/>	県民局長	
		(6) 一保育所の設置経営を行う社会福祉法人の定款の変更の届出の受理(第45条の36第4項)							<input type="checkbox"/>	県民局長	
(7) 社会福祉法人の解散の認可又は認定(第46条第2項)	関係課長			<input type="checkbox"/>							
(8) 社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可(第50条第3項, 第54条の6第2項)	関係課長			<input type="checkbox"/>							
(9) 社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認(第55条の2第1項, 第55条の3第1項, 第55条の4)	関係課長			<input type="checkbox"/>							

<p>(10) 社会福祉法人等に対する報告の徴収又は立入検査（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む社会福祉法人以外のものに係る一般監査に係るものを除く。）（第56条第1項、第144条）</p>	<p>関係課長</p>			○					
<p>(11) 社会福祉法人等に対する勧告等（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む社会福祉法人以外のものに係る一般監査に係るものを除く。）（第56条第4項から第6項まで、第144条）</p>	<p>関係課長</p>			○					
<p>(12) 社会福祉法人等に対する業務停止命令、役員解職勧告及び公益事業又は収益事業の停止命令（第56条第7項、第57条、第144条）</p>	<p>関係課長</p>			○					
<p>(13) 社会福祉法人に対する解散命令（第56条第8項）</p>			○						
<p>(14) 他の所轄庁に対する意見の具申（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む社会福祉法人及び岡山県健康の森学園障害者支援施設以外のものに係る一般監査に係るものを除く。）（第57条の2第1項、第144条）</p>				○					
<p>(15) 関係都道府県知事等に対する協力の要請（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む社会福祉法人以外のものに係る一般監査に係るものを除く。）（第57条の2第2項、第144条）</p>				○					
<p>(16) 社会福祉事業経営者に対する報告の徴収等（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む者及び岡山県健康の森学園障害者支援施設以外のものに係る一般監査に係るものを除く。）（第70条）</p>				○					
<p>(17) 社会福祉事業経営者に対する施設の改善命令（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営む者及び岡山県健康の森学園障害者支援施設以外のものに係る一般監査に係る</p>				○					

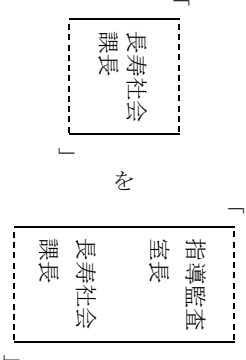
5 社会福祉施設職員等退職手当共済法（昭和36年法律第155号）の施行に関する事務	1 共済契約対象施設等への立入検査（第23条） (1) 知事が必要と認めた事項	ものを除く。）（第71条）							
		(18) 社会福祉連携推進業務を行おうとする一般社団法人の認定（第127条）	関係課長		<input type="radio"/>				
		(19) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定（第140条）	関係課長		<input type="radio"/>				
		(20) 社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可（第142条）			<input type="radio"/>				
		(21) 一時役員又は代表理事の職務を行うべき者の選任（第143条第1項）			<input type="radio"/>				
		(22) 社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進認定の取消し（第145条第1項、第2項）	関係課長		<input type="radio"/>				
		2 社会福祉法に基づき二種社会福祉事業（社会福祉住居施設に係るものに限る。）に関する事							
		(1) 社会福祉事業経営者に対する報告の徴収及び施設、帳簿、書類等の検査その他事業経営状況の調査（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営業者以外のものに係る一般監査に係るもの（知事が必要と認めた事項を除く。）（第70条）						<input type="radio"/>	県民局長
		(2) 社会福祉事業経営者に対する施設の改善命令（2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営業者以外のものに係る一般監査に係るもの（知事が必要と認めた事項を除く。）に限る。）（第71条）						<input type="radio"/>	県民局長

	<p>改善命令（第29条第13項、第15項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>9 有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令（第29条第16項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>10 有料老人ホームの入居者に対する援助（第29条第19項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県民局長
7 介護保険法（平成9年法律第123号）の施行に関する事務	<p>1 居宅サービス事業者等に対する報告の徴収及び帳簿書類等の提出命令（第24条第1項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>2 被保険者等に対する報告の徴収（第24条第2項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>3 指定都道府県事務受託法人の指定及び委託（第24条の3第1項）</p> <p>4 指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出の受理（第75条第</p>					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	県民局長

<p>4 指定介護療養型医療施設の開設者に係る変更の届出の受理 (第111条)</p>						○ 県民局長	
<p>5 業務管理体制の整備に関する届出の受理 (第115条の32第2項から第4項まで)</p>						○ 県民局長	
<p>6 指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告等の命令等 (第112条第1項)</p>						○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○ 県民局長	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>7 業務管理体制の整備に関する報告等の命令等 (第115条の33第1項) (要領に基づき事務に限る。)</p>						○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○ 県民局長	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>8 指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告, 命令等 (公示を除く。)(第113条の2)</p>						○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○ 県民局長	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>9 業務管理体制の整備に関する報告, 命令等 (第115条の34) (要領に基づき事務に限る。)</p>						○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○ 県民局長	
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	

<p>3 指定障害福祉サービス事業者等に係る変更の届出の受理（介護給付費の請求に関する事項等の変更に係るものを除く。）（第46条第1項、第3項、第51条の25第1項）</p>						○ 県民局長	
<p>4 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令等（第48条第1項、第3項、第51条の27第1項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>5 指定障害福祉サービス事業者等に対する勧告、命令等（第49条、第51条の28第1項、第3項から第6項まで）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>6 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する届出及び変更の届出の受理（第51条の2第2項第1号、第3項、第4項、第51条の31第2項第1号、第3項、第4項）</p>						○ 県民局長	
<p>7 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告の命令等（第51条の3第1項、第3項、第51条の32第1項、第3項）</p>						○ 県民局長	
<p>8 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する勧告、命令等（第51条の4第1項から第3項まで、第51条の33）</p>						○ 県民局長	
<p>9 障害福祉サービス事業等に係る開始、変更、廃止及び休止の届出の受理（第79条第2項から第4項まで）</p>						○ 県民局長	

別表第三住宅課の部7の項1(1)から(4)までの合議先欄中



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 暫定再任用職員（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和四年岡山県条例第四十三号）附則第三条第四項に規定する職員をいう。次項において同じ。）は、定年前再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の四第三項に規定する職員をいう。）とみなして、改正後の規則の規定を適用する。
- 3 知事、副知事、部長、次長、課長及び班長は、次の表の「事項」欄に掲げる事項を「決裁区分」欄に○印をもって示すところにより、それぞれ決裁するものとする。この場合において、「副知事」及び「次長」とあるのは、それぞれ当該事務を担当する副知事及び次長とする。

組 織 名	事 務 の 種 類	事 項	合議先	決 裁 区 分						受 任 者	所 長 名	備 考
				知 事								
				副 知 事	部 長	次 長	課 長	班 長	所 長			
人 事 課	1 職員の再任用に関する事務	1 暫定再任用職員の任期の更新（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年岡山県条例第43号）附則第三条第4項）				○						

◎岡山県規則第五十一号

岡山県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県立自然公園条例施行規則

岡山県立自然公園条例施行規則（昭和四十八年岡山県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項中「第六号から」を「第五号から」に、「除く」を「除くとともに、行為の規模が大きいため、第一号から第四号までに掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該施設の規模及び構造に応じて、適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる」に改め、同項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に、「構造図、意匠配色図及び給排水計画図」を「及び意匠配色図」に改め、同項第四号中「以上」を「程度」に、「施工」を「施行」に改め、同項第六号中「並びにその」を「及び」に改め、同項第十号中「事業資金」を「工事の施行を要する場合にあつては、事業資金」に改め、同条に次の一項を加える。

5 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第九条第二項の協議又は同条第三項の認可に關し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第五条各号を次のように改める。

一 条例第九条第四項第一号又は第五号に掲げる事項の変更（ただし、同号に掲げる事項の変更にあつては、第二条第三号に掲げる宿舍に関する公園事業であつて、特定の者の優先的な使用を確保する仕組みを設けようとするものを除く。）

二 前条第三項各号に掲げる事項の変更（ただし、同項第一号に掲げる事項の変更にあつては公園施設の規模、色彩又は形態の変更を伴わないものに限る。）

第六条に次の一項を加える。

3 知事は、前項に定めるもののほか、条例第九条第六項の協議又は認可に關し必要があると認めるときは、当該協議又は認可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図、給排水計画図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

ただし、行為の規模が大きいため、当該各号に掲げる縮尺の図面によつては適切に表示できないと認められる場合にあつては、当該行為の規模に応じて適切と認められる縮尺の図面をもつて、これらの図面に替えることができる。

第十二条第二項第一号及び第二号中「以上」を「程度」に改め、同項第三号中「以上」を「程度」に改め、「構造図」を削り、同項第四号中「以上」を「程度」に改め、同項第五号を削り、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 知事は、前項各号に掲げるもののほか、条例第十九条第三項の許可に關し必要があるとき、当該許可の申請をした者に対し、縮尺千分の一程度の構造図その他の必要な書類の提出を求めることができる。

第十三条第二項中「以上」を「程度」に改める。

第十五条第四号中「にある」を「にあつて、かつ、その水平投影面積が千平方メートル以下である」に、「こと」を「こと（改築又は増築にあつては、改築又は増築後において、その水平投影面積が千平方メートル以下であるものに限る。）」に改め、同条第

十五号中「巢箱」を「野生鳥獣の保護繁殖のための巢箱」に改め、同条第十七号の二中「限る」を「限り、かつ、増築部分の最高部と最低部の高さの差が二メートル以下であるものに限る」に改め、同条第十七号の三中「を既存の規模を超えない範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わない）」を「（以下「電線等」という。）を改築すること又は既存の電線等に沿って電線等を新築若しくは増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められる）」に改め、同条第十七号の四から第十七号の六までを次のように改める。

十七の四 既存の電線等に附帯する工作物を新築、改築又は増築すること（既存の電線等の色彩と同等と認められるものに限る。）。

十七の五 変圧器その他の電柱に附帯する設備を改築又は増築すること（当該電柱の高さを超えないものに限る。）。

十七の六 支持物から他の支持物を経ずに需要場所の引込口に至る電線等及び引込みに要する設備を設置すること。

第十五条第十七号の七を削り、同条第十七号の八中「又は農作物」を「農作物、森林又は生態系」に改め、同号を同条第十七号の七とし、同条第十七号の九中「防除」の下に「又は保安」を加え、同号を同条第十七号の八とし、同号の次に次の二号を加える。

十七の九 知事が指定する地域以外の地域において既存の建築物の屋根面に太陽光発電施設（当該施設の色及び形態が、自然公園の風致の維持に支障を及ぼすおそれがないものとして、知事が指定する色彩及び形態であるものに限る。）を設置すること。

十七の十 県が自然公園の保護又は適正な利用の推進のために人の立入りを防止するための柵又は当該公園の利用者数を計測するための機器その他の仮設の工作物（高さが三メートル以下であり、かつ、その水平投影面積が三平方メートル以下であるものに限る。）を新築し、改築し、又は増築すること。

第十五条第十九号中「木竹」の下に「（条例第十九条第三項第十一号の知事が指定する植物（以下「採取等規制植物」という。）であるものを除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

十九の二 生業の維持のため、必要な範囲内で竹（高さが五十センチメートル以内のものに限る。）を伐採すること。

十九の三 施設又は設備の維持管理を行うため必要な範囲内で竹（高さが三メートル以内のものに限る。）を伐採すること。

第十五条第二十二号中「又は電線路の維持」を削り、同号の次に次の二号を加える。

二十二の二 電線路の維持に必要な範囲内で木竹を伐採すること。

二十二の三 道路（主として歩行者の通行の用に供するものを除く。）、鉄道又は軌道の交通の障害となる木竹を伐採すること。

第十五条第二十三号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために木竹」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で竹又はかん木」に改め、同条第二十三号の三を次のように改める。

二十三の三 採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で竹又はかん木を伐採すること。

第十五条第二十四号を削り、同条第二十五号中「第四十三号」を「第三十九号」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第二十六号中「木竹」の下に「（採取等規制植物であるものを除く。次号において同じ。）」を加え、同号を同条第二十五号とし、同条中第三十四号を第三十三号とし、第二十七号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、

同条第三十五号中「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る木竹であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で木竹」に改め、同号を同条第三十四号とし、同条第三十六号を削り、同条第三十七号中「自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により環境大臣が指定する鳥獣保護区（第八十六号において「国指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により国が実施する保全事業又は同条第三項の規定により地方公共団体が行う保全事業として」を「採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で」に改め、同号を同条第三十五号とし、同条第三十八号中「自然公園の区域のうち鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項の規定により知事が指定する鳥獣保護区（第八十七号において「県指定鳥獣保護区」という。）内において、同法第二十八条の二第一項の規定により県が実施する保全事業又は同条第四項の規定により県以外の地方公共団体が行う保全事業として」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育を行うために必要な範囲内で」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十九号中「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成十五年法律第三百十号）第二条第三項に規定する環境教育」を「国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む。）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務その他これらに類する行為」に改め、同号を同条第三十七号とし、同条第四十号及び第四十一号を削り、第四十二号を第三十八号とし、第四十三号から第六十一号までを四号ずつ繰り上げ、同条第六十二号中「森林の保護管理又は野生鳥獣の保護増殖」を「森林又は野生動植物の保護管理」に改め、同号を同条第五十八号とし、同条第六十三号を第五十九号とし、同条第六十三号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために」を「特定外来生物の防除の目的で、」に改め、同号を同条第六十号とし、同条第六十三号の三及び第六十三号の四を削り、第六十四号を第六十一号とし、第六十五号から第七十三号までを三号ずつ繰り上げ、同条第七十四号中「にある植物で、条例第九号第三項第十一号の規定により知事が指定するもの」を「において採取等規制植物」に改め、同号を同条第七十一号とし、同条第七十五号中「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る植物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの（同法第五十条第二項の規定による協議に係るものを含む。）を採取し、又は」を「農業を営むために必要な範囲内で採取等規制植物」に改め、同号を同条第七十二号とし、同条第七十六号を削り、同条第七十六号の二中「認定保護増殖事業等の実施のために条例第十九条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は」を「牧野その他の草原の維持のために必要な範囲内で採取等規制植物を」に改め、同号を同条第七十三号とし、同条第七十六号の三中「保護推進事業の実施のために条例第十九条第三項第十一号の規定により知事が指定する植物を採取し、又は」を「採取等規制植物の保護増殖のために必要な範囲内で当該採取等規制植物を」に改め、同号を同条第七十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十五 国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し（国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。）に参加した者が、特定外来生物である植物

(木竹を除く。)を採取し、又は損傷すること。

第十五条中第七十七号を第七十六号とし、第七十八号から第八十二号までを一号ずつ繰り上げ、第八十二号の二及び第八十二号の三を削り、同条第八十三号中「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る動物であつて、同法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種又は同法第五条第一項に規定する緊急指定種に係るもの(同法第五十四条第二項の規定による協議に係るものを含む。))を捕獲し、若しくは殺傷し、又はそれら」を「国、地方公共団体又は特定外来生物の防除を目的とする催し(国又は地方公共団体が実施するものであつて、あらかじめ、その内容及び実施期間を記載した書面が、知事に提出されたものに限る。))に参加した者が、特定外来生である動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は当該動物」に改め、同号を同条第八十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

八十三 傷病その他の理由により緊急に保護を要する動物を捕獲し、又はそれらの卵を採取すること。

第十五条第八十四号を次のように改める。

八十四 遭難者の救助に係る業務を行うために犬(条例第十九条第三項第十四号の知事が指定するものに限る。第八十六号において同じ。))を放つこと(同項第十四号の知事が指定する区域内において放つものに限る。第八十六号において同じ。))

第十五条中第八十五号から第九十号の三までを削り、第九十号の四を第八十五号とし、第九十一号及び第九十一号の二を削り、第九十二号を第八十六号とし、第九十三号から第九十六号までを六号ずつ繰り上げ、第九十七号を削り、第九十八号を第九十一号とし、第九十九号から第二百二十三号までを七号ずつ繰り上げ、第二百二十四号を第九十七号とし、同号の次に次の七号を加える。

百十八 公園管理団体が行う条例第三十七条各号に掲げる業務のために必要な行為であつて、その行為の内容及び実施期間を記載した書面が十四日前までに知事に提出されたものを行うこと。

百十九 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律七十五号)第十条第一項の規定による環境大臣の許可に係る行為として、条例第十九条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十 岡山県希少野生動植物保護条例(平成十五年岡山県条例第六十四号)第十三条第一項の規定による知事の許可に係る行為として、条例第十九条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等の実施のために必要な行為として、条例第十九条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十二 岡山県希少野生動植物保護条例第三十条第一項に規定する保護推進事業の実施のために必要な行為として、条例第十九条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除の実施のために必要な行為として、条例第十九条第三項各号に掲げるものを行うこと。

百二十四 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第二十八条の二第一項から第五項までの規定による保全事業の実施のために必要な行為として、条例第十九条第三項各号に掲げるものを行うこと。

第十五条中第二百二十六号を第二百二十七号とし、第二百二十五号を第二百二十六号とし、同号の前に次の一号を加える。

百二十五 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第九条第一項の規定

により、知事の許可に係る行為として、条例第十九条第三項各号に掲げるものを行うこと。

第十八条第一号中「第十七号の九」を「第十七号の十」に、「第四十五号から第四十八号まで、第五十九号から第六十三号の四まで、第九十四号又は第九十五号」を「第四十一号から第四十四号まで、第五十五号から第六十号まで、第八十八号若しくは第八十九号又は第一百十八号から第二百二十五号まで」に改め、同条第二号の次に次の一号を加える。

二の二 地表から一メートル以下の高さで、広告物等（表示面の面積が一平方メートル以下であるものに限る。）を設置すること（同一敷地内又は同一場所内における

広告物等の表示面の面積の合計が五平方メートル以下の場合に限る。）。

第十八条中第十四号を削り、第十五条を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一号を加える。

二十 前条第一号に規定する基準を超える工作物の新築、改築又は増築（改築又は増築後において同号に規定する基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）以外の工作物の新築、改築又は増築に附帯する行為

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第五十二号

岡山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県財務規則の一部を改正する規則

岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）の一部を次のように改正する。
目次中「第六十七条の二」を「第六十七条」に改める。

第十条第二号中「出納員」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同条に次の一号を加える。

三 県事務所の出納員のうち知事が別に定める者 前号に掲げる会計事務その他知事が別に定める会計事務

第十一条第一項第一号中「収納出納員」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同項第二号中「収納出納員」の下に「（次号に掲げる者を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 課及び出先事務所（県事務所が統轄する出先事務所を除く。）の収納出納員のうち知事が別に定める者 前号に掲げる会計事務その他知事が別に定める会計事務
第十一条第一項に次の一号を加える。

四 県事務所（県事務所が統轄する出先事務所を含む。）の収納出納員のうち知事が別に定める者 前号に掲げる会計事務その他知事が別に定める会計事務

第五十四条第二項中「前項」を「前二項」とし、「少額の現金を頻繁に収納することが見込まれる県事務所」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一号を加える。

2 前項の規定にかかわらず、少額の現金を頻繁に収納することが見込まれる県事務所の出納員は、次に掲げる日のいずれか早い日までに払込書（様式第二十二号）により指定金融機関等に払い込まなければならない。

一 現金を収納した日の翌日から起算して五日を経過した日（休日を除く。）
二 収納した現金の合計額が一万円を超えた日の翌日（当該翌日が休日に当たるときは、休日の翌日）

第五十五条第一項中「ときは」の下に「、前条の規定にかかわらず」を加え、「前条」を「同条」に改め、同条第二項中「の規定にかかわらず」を「に規定するもののほか」に、「指定金融機関等に払い込むべき収入金のうちから釣銭として必要な現金を保管することが困難なときは、会計管理者の定める範囲内において」を「会計管理者の承認を得て」に改める。

第五十六条の二第一項中「指定納付受託者の」を「同法第二百三十一条の二に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）の」に改める。

第五十六条の二の次に次の一条を加える。
（収納の事務の委託の基準）

第五十六条の三 令第五百五十八条の二第一項に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 収納の事務又はこれに類する事務について、相当の知識及び経験を有していること。
二 収納の事務を遂行するための十分な事業規模及び安定的な経営基盤を有していること。

三 収納した収入金に関する事項を帳簿（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同

じ。)によるものを含む。)によつて正確に記録し、遅滞なく事務処理を行う体制を有していること。

四 個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な体制を有していること。

第五十七条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 令第五十八條の二の規定により収納の事務を委託する場合の契約については、別に定める。

第六十七條の二を削る。

第九十九條第二項中「同條第七項中「」の下に「令第六十一條第一項第十六号並びに」を加え、同條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の場合において、支出負担行為に係る経費から概算払による支払いをした経費を除いた経費の全額について精算払を行うときは、支出命令書の作成をもつて精算決議書(様式第四十号)の作成とみなすことができる。

第百三條を次のように改める。

(繰替払いのできる経費)

第百三條 令第六十四條第五号の規定により繰替払いのできる経費は、次の各号に掲げる経費とし、当該経費に繰り替えて使用させることができる現金は、それぞれ当該各号に掲げる現金とする。

一 生産品の売払い手数料 当該生産品の売払い代金

二 指定納付受託者が委託を受けて納付する収入金の取扱いに係る手数料 当該収入金

第二百七十条第二項中「仕切紙(様式第百三十五條)をもつて」を削る。

第二百八十五條に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、法令で保存年限が定められた書類の保存年限については、当該法令で定める保存年限とする。

別表第一保健福祉部関係の項中「保健福祉部関係」を「子ども・福祉部関係」に改める。

様式第二十二号を次のように改める。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第22号（第46条—第48条，第50条，第51条，第54条，第58条，第64条，第126条，第258条関係）
納入通知書（その1）

（表）

岡山県 (公) 領収済通知書	岡山県 納入通知(払込)書原符 (公)	岡山県 納入通知書兼領収書 (公)																																																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>加入者名</td> <td>口座番号</td> <td>金額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> </tr> <tr> <td>課所</td> <td>年度</td> <td>入/出</td> <td>会計</td> </tr> <tr> <td>繰越</td> <td>科目</td> <td>決議番号</td> <td>内訳番号</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td colspan="3">請求理由</td> </tr> </table>	加入者名	口座番号	金額	円	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	課所	年度	入/出	会計	繰越	科目	決議番号	内訳番号	区分	請求理由			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> </tr> <tr> <td>課所</td> <td>課所</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>入/出</td> </tr> <tr> <td>会計</td> <td>繰越</td> </tr> <tr> <td>科目</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>決議番号</td> <td>内訳番号</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>区分</td> </tr> <tr> <td>通知年月日</td> <td>納期限</td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>請求理由</td> </tr> <tr> <td>納入額</td> <td>円</td> </tr> </table>	口座番号	加入者名	課所	課所	年度	入/出	会計	繰越	科目	目	決議番号	内訳番号	区分	区分	通知年月日	納期限	納付番号	請求理由	納入額	円	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>通知年月日</td> <td>納期限</td> <td>納入場所</td> <td>岡山県指定金融機関等</td> </tr> <tr> <td>請求理由</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納入額</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>課所</td> <td>年度</td> <td>入/出</td> <td>会計</td> </tr> <tr> <td>繰越</td> <td>科目</td> <td>目</td> <td>決議番号</td> </tr> <tr> <td>区分</td> <td>内訳番号</td> <td>区分</td> <td>区分</td> </tr> </table>	通知年月日	納期限	納入場所	岡山県指定金融機関等	請求理由				納付番号	確認番号	納入額	円	課所	年度	入/出	会計	繰越	科目	目	決議番号	区分	内訳番号	区分	区分
加入者名	口座番号	金額	円																																																															
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																																															
課所	年度	入/出	会計																																																															
繰越	科目	決議番号	内訳番号																																																															
区分	請求理由																																																																	
口座番号	加入者名																																																																	
課所	課所																																																																	
年度	入/出																																																																	
会計	繰越																																																																	
科目	目																																																																	
決議番号	内訳番号																																																																	
区分	区分																																																																	
通知年月日	納期限																																																																	
納付番号	請求理由																																																																	
納入額	円																																																																	
通知年月日	納期限	納入場所	岡山県指定金融機関等																																																															
請求理由																																																																		
納付番号	確認番号	納入額	円																																																															
課所	年度	入/出	会計																																																															
繰越	科目	目	決議番号																																																															
区分	内訳番号	区分	区分																																																															
<p>納入者様</p> <p>通知年月日</p> <p>納期限</p> <p>領収日付印</p> <p>(岡山県保管)</p> <p>（取りまとめ店） 〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター</p>	<p>納入者住所氏名様</p> <p>(金融機関保管)</p> <p>領収日付印</p>	<p>〒</p> <p>口座番号</p> <p>加入者名</p> <p>様</p> <p>（ ）</p> <p>領収書</p> <p>上記のとおり領収しました。 納入額を訂正したもの又は納入場所欄 に示している金融機関若しくは出納員 の領収印のないものは、無効です。</p> <p>領収書</p> <p>領収日付印</p> <p>(納入者保管)</p>																																																																

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(裏)

御 注 意

納入場所(岡山県指定金融機関等)

- 県内に所在する金融機関
普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。), みずほ信託銀行, 信用金庫, 中国労働金庫, 信用組合, 農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗
- 県外に所在する金融機関
中国銀行, トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店
- この通知書を発行した県の事務所
- 児童保護弁償金, 母子・父子・寡婦福祉資金に係る償還金, 心身障害者扶養共済掛金, 県営住宅使用料, 県立学校授業料, 県立学校災害共済掛金, 高等学校等奨学金返還金, 大学奨学金返還金, 高等学校貸付奨学金並びに放置違反金及びその延滞金については, 岡山県, 鳥取県, 島根県, 広島県及び山口県内のゆうちょ銀行・郵便局でも納入することができます。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

納入通知書（その2）（口座振替用）

岡山県 (公) 領収済通知書 (口座振替用)										
加入者名		口座番号		金額						円
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	課所 年度 入出 会計 繰越 科目 決議番号 内訳番号 区分						
請求理由										
通知年月日		納期限		納付番号						円
請求理由										
納入額										
納入者住所氏名		様								
(金融機関保管)		領収日付印								
金融機関										
支店種別										
口座番号										
口座振替用										
納入者		通知年月日		領収日付印						
金融機関		納期限								
支店		種別		様						
口座番号										
		(岡山県保管)								
		(取りまとめ店) 〒730-8791 ゆうちょ銀行 広島府金事務センター								

岡山県 納入通知(払込)書原符 (公)										
口座番号		加入者名								
課所										
年度 入出 会計 繰越 科目 月										
決議番号		内訳番号		区分						
通知年月日		納期限		納入額						円
請求理由										
納入者住所氏名		様								
(金融機関保管)		領収日付印								
金融機関										
支店種別										
口座番号										
口座振替用										

岡山県 納入通知書兼領収書 (口座振替用) (公)									
〒		加入者名							
		口座番号							
		加入者名							
通知年月日		納期限		納入場所		岡山県指定金融機関等			
請求理由									
納付番号		確認番号		納入額		円			
課所		年度 入出 会計 繰越 科目 月		決議番号		内訳番号 区分			
上記のとおり納入してください。									
岡山県収入決定者									
		印							
		領収書 上記のとおり領収しました。 納入額を訂正したもの又は納入場所欄に示している金融機関若しくは出納員の領収印のないものは、無効です。							
		(納入者保管)							

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

納入通知書(その3)(手書用)

(1)

(表)

指定金融機関等用 ①	納入通知(払込)書原符				岡山県				
	通知年月日		年		月		日		
	課所名		名称						
	課所コード		年度	入/出	会計	繰越			
	款	項	目	節					
	決議番号			内訳番号	区分	個別ID			
	個別使用欄								
	納入額							円	
	納期限		年		月		日		
	請求理由								
	納入場所	岡山県指定金融機関等 指定場所			公金領収No.				

左記のとおり収納してください。

指定金融機関等殿

岡山県知事
(県事務所長)

納入者住所/氏名	(債権/債務者コード:)
----------	---------------




令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(裏)

御 注 意

1 納 入 場 所 (岡山県指定金融機関等)

○ 県内に所在する金融機関

普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。), みずほ信託銀行, 株式会社商工組合中央金庫, 信用金庫, 中国労働金庫, 信用組合, 農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗

○ 県外に所在する金融機関

中国銀行, トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店

○ この通知書を発行した県の事務所

2 納入額を訂正したもの又は納入場所欄に示している金融機関若しくは出納員の領収印のないものは, 領収書としては無効です。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(2)

岡山県用 ②	領収済通知書					岡山県					
	通知年月日		年 月 日								
	課 所 名		名称								
	課所コード		年度	入/出	会計	繰越					
	款	項	目	節							
	決議番号			内訳番号		区分	個別ID				
	個別使用欄										
	納入額										円
	納 期 限		年 月 日								
	請求理由										
納入場所	岡山県指定金融機関等 指定場所			公金領収No.							

左記のとおり領収しましたので通知します。

岡山県知事
(県事務所長) 殿
岡山県会計管理者
(県事務所出納員)

指 定 金 融 機 関 等

納入者住所／氏名	(債権/債務者コード:)
----------	---------------

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(3)

納入者用 ③	納入通知書					岡山県		
	通知年月日		年 月 日			左記のとおり納入してください。 岡山県知事 (県事務所長) <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">印</div>		
	課所名		名称					
	課所コード		年度	入/出	会計			繰越
	款	項	目	節				
	決議番号			内訳番号	区分	個別ID		
	個別使用欄							
	納入額							円
	納期限		年 月 日			納入者住所/氏名 (債権/債務者コード: 殿)		
	請求理由							
納入場所	岡山県指定金融機関等 指定場所			公金領収No.				

領収書

左記のとおり領収しました。

年 月 日

出納機関又は
指定金融機関等

領収印

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(裏)

御 注 意

1 納 入 場 所 (岡山県指定金融機関等)

○ 県内に所在する金融機関

普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。), みずほ信託銀行, 株式会社商工組合中央金庫, 信用金庫, 中国労働金庫, 信用組合, 農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗

○ 県外に所在する金融機関

中国銀行, トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店

○ この通知書を発行した県の事務所

2 納入額を訂正したもの又は納入場所欄に示している金融機関若しくは出納員の領収印のないものは, 領収書としては無効です。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(2)

岡山県用 ②	領収済通知書	岡山県	左記のとおり領収しましたので通知します。 岡山県知事 (県事務所長) 殿 岡山県会計管理者 (県事務所出納員) 指定金融機関等			
通知年月日		年 月 日				
課所名		名称				
課所コード		年度	入/出	会計	繰越	
款	項	目	節			
決議番号		内訳番号	区分	個別ID		
個別使用欄						
納入額	円					
納期限		年 月 日				
請求理由	会計名					
	登録番号		T			
			請求金額(内税)		消費税額	
	10%対象		円	円		
	8%対象		円	円		
納入場所	岡山県指定金融機関等 指定場所		公金領収No.			
納入者住所/氏名		(債権/債務者コード:)				
<div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 80px; height: 80px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 領収印 </div> </div>						

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(3)

納入者用 ③	納入通知書				岡山県																								
	通知年月日		年 月 日																										
	課所名		名称																										
	課所コード		年度	入/出	会計	繰越																							
	款	項	目	節																									
	決議番号		内訳番号	区分	個別ID																								
	個別使用欄																												
	納入額					円																							
	納期限		年 月 日																										
	請求理由	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">会計名</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">登録番号</td> <td style="font-size: small;">T</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">10%対象</td> <td style="font-size: small;">請求金額(内税)</td> <td style="text-align: right;">円</td> <td colspan="3" style="font-size: small;">消費税額</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">8%対象</td> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>					会計名						登録番号	T					10%対象	請求金額(内税)	円	消費税額			8%対象		円		
会計名																													
登録番号		T																											
10%対象		請求金額(内税)	円	消費税額																									
8%対象		円																											
納入場所		岡山県指定金融機関等 指定場所		公金領収No.																									

納入者住所/氏名	(債権/債務者コード: 殿)
----------	----------------

領収書 左記のとおり領収しました。 年 月 日	出納機関又は 指定金融機関等
-------------------------------	-------------------

左記のとおり納入してください。

岡山県知事
(県事務所長)

印

領収印

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第二十二号の二を次のように改める。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第22号の2(第174条, 第175条関係)
納付書(その1)

(表)

岡山県 公	領収済通知書																																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">加入者名</td> <td style="width: 35%;"></td> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 20%;">金額</td> <td style="width: 20%;"></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>取納機関番号</td> <td>納付番号</td> <td>確認番号</td> <td>納付区分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>課所</td> <td>年度</td> <td>入/出</td> <td>会計</td> <td>繰越</td> <td>科目</td> <td>決議番号</td> </tr> <tr> <td colspan="7">決議番号</td> </tr> <tr> <td colspan="7">内訳番号</td> </tr> <tr> <td colspan="7">区分</td> </tr> <tr> <td colspan="7">納付理由</td> </tr> </table>	加入者名		口座番号		金額		円	取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分				課所	年度	入/出	会計	繰越	科目	決議番号	決議番号							内訳番号							区分							納付理由							
加入者名		口座番号		金額		円																																												
取納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分																																															
課所	年度	入/出	会計	繰越	科目	決議番号																																												
決議番号																																																		
内訳番号																																																		
区分																																																		
納付理由																																																		
納付者 様																																																		
発行年月日		納期限		領 収 日 付 印																																														
(岡山県保管)				(取りまとめ店) 〒730-8794 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター																																														

岡山県 公	納付(払込)書原符 公																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">口座番号</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td>加入者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>課所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>入/出</td> <td>会計</td> <td>繰越</td> <td>科目</td> </tr> <tr> <td>決議番号</td> <td>内訳番号</td> <td>区分</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>発行年月日</td> <td>納期限</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>納付番号</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>納付理由</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td>納付額</td> <td colspan="5" style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>	口座番号		加入者名		課所		年度	入/出	会計	繰越	科目	決議番号	内訳番号	区分				発行年月日	納期限					納付番号						納付理由						納付額	円					
口座番号																																										
加入者名																																										
課所																																										
年度	入/出	会計	繰越	科目																																						
決議番号	内訳番号	区分																																								
発行年月日	納期限																																									
納付番号																																										
納付理由																																										
納付額	円																																									
納付者住所氏名 様																																										
(金融機関保管)																																										
領 収 日 付 印																																										

岡山県 公	納付書兼領収書 公							
〒	口座番号 加入者名							
様 ()								
発行年月日	納期限	納付場所	岡山県指定金融機関等					
納付理由								
納付番号	確認番号	納付額	円					
課所	年度	入/出	会計	繰越	科目	決議番号	内訳番号	区分
上記のとおり納付します。								
領収書 上記のとおり領収しました。 金額を訂正したもの又は納付場所欄に示している金融機関若しくは出納員の領収印のないものは、無効です。								領 収 日 付 印
(納付者保管)								

(裏)

御 注 意

納付場所(岡山県指定金融機関等)

- 県内に所在する金融機関
普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。), みずほ信託銀行, 株式会社商工組合中央金庫, 信用金庫, 中国労働金庫, 信用組合, 農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗
- 県外に所在する金融機関
中国銀行, トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店
- 児童保護弁償金, 母子・父子・寡婦福祉資金に係る償還金, 心身障害者扶養共済掛金, 県営住宅使用料, 県立学校授業料, 県立学校災害共済掛金, 高等学校等奨学金返還金, 大学奨学金返還金, 高等学校貸付奨学金並びに放置違反金及びその延滞金については, 岡山県, 鳥取県, 島根県, 広島県及び山口県内のゆうちょ銀行・郵便局でも納入することができます。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

納付書(その2)(手書用)

(1)

(表)

指定金融機関等用 ①	納付(払込)書原符				岡山県	
	発行年月日	年 月 日				
	課 所 名	名称				
	課所コード	年度	入/出	会計	繰越	
	款	項	目	節		
	決議番号		内訳番号	区分	個別ID	
	個別使用欄					
	納付額	円				
	納期限	年 月 日				
	納付理由					
	納付場所	岡山県指定金融機関等 指定場所		公金領収No.		



左記のとおり収納してください。

指 定 金 融 機 関 等 殿

岡山県知事
(県事務所長)

納付者住所/氏名

(債権/債務者コード:)

(裏)

御 注 意

1 納付場所 (岡山県指定金融機関等)

- 県内に所在する金融機関

普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。), みずほ信託銀行, 株式会社商工組合中央金庫, 信用金庫, 中国労働金庫, 信用組合, 農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗

- 県外に所在する金融機関

中国銀行, トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店

- この納付金を所管する県の事務所

2 納付額を訂正したもの又は納付場所欄に示している金融機関若しくは出納員の領収印のないものは, 領収書としては無効です。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(2)

岡山県用 ②	領収済通知書				岡山県				
	発行年月日		年 月 日						
	課 所 名		名称						
	課所コード		年度	入/出	会計	繰越			
	款	項	目	節					
	決議番号			内訳番号	区分	個別ID			
	個別使用欄								
	納付額								円
	納 期 限		年 月 日						
	納付理由								
	納付場所	岡山県指定金融機関等 指定場所			公金領収No.				

左記のとおり領収しましたので通知します。

岡山県知事
(県事務所長) 殿
岡山県会計管理者
(県事務所出納員)

指 定 金 融 機 関 等

納付者住所/氏名	
	(債権/債務者コード:)

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(3)

納付者用 ③	納領 付収 書書				岡山県	
	発行年月日		年 月 日			
	課所名		名称			
	課所コード		年度	入/出	会計	繰越
	款	項	目	節		
	決議番号			内訳番号	区分	個別ID
	個別使用欄					
	納付額	円				
	納期限		年 月 日			
	納付理由					
納付場所	岡山県指定金融機関等 指定場所			公金領収No.		

左記のとおり納付します。

納入者住所／氏名	
----------	--

殿
 (債権/債務者コード:)

領収書

左記のとおり領収しました。

年 月 日



出納機関又は
指定金融機関等

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

納付書(その3) (手書用・消費税額等記載用)

(1)

(表)

指定金融機関等用 ①	納付(払込)書原符					岡山県			
	発行年月日		年 月 日			左記のとおり収納してください。 指定金融機関等殿 岡山県知事 (県事務所長)			
	課所名		名称						
	課所コード		年度	入/出	会計	繰越			
	款	項	目	節					
	決議番号			内訳番号	区分	個別ID			
	個別使用欄							納付者住所/氏名 (債権/債務者コード:)	
	納付額								 
	納期限	年 月 日							
	納付理由								
	納付場所	岡山県指定金融機関等 指定場所			公金領収No.				

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(裏)

御 注 意

1 納付場所 (岡山県指定金融機関等)

○ 県内に所在する金融機関

普通銀行(ゆうちょ銀行を除く。), みずほ信託銀行, 株式会社商工組合中央金庫, 信用金庫, 中国労働金庫, 信用組合, 農林中央金庫岡山支店及び農業協同組合(総合農協)の各店舗

○ 県外に所在する金融機関

中国銀行, トマト銀行及びみずほ銀行の各店舗並びにしまなみ信用金庫東城支店

○ この納付金を所管する県の事務所

2 納付額を訂正したもの又は納付場所欄に示している金融機関若しくは出納員の領収印のないものは, 領収書としては無効です。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(2)

岡山県用 ②	領収済通知書	岡山県	<p>左記のとおり領収しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">岡山県知事 (県事務所長) 殿 岡山県会計管理者 (県事務所出納員)</p> <p style="text-align: center;">指定金融機関等</p>												
発行年月日		年 月 日													
課所名		名称													
課所コード		年度		入/出		会計		繰越							
款		項		目		節									
決議番号				内訳番号				区分		個別ID					
個別使用欄															
納付額												円			
納期限		年 月 日													
納付理由		会計名													
		登録番号		T											
				請求金額(内税)						消費税額					
		10%対象				円				円					
		8%対象				円				円					
納付場所		岡山県指定金融機関等 指定場所						公金領収No.							
		<p>納付者住所/氏名</p> <div style="border: 1px solid black; height: 100px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">(債権/債務者コード:)</p>													

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

(3)


納付者用 ③	納領 付収 書書				岡山県			
	発行年月日		年 月 日		左記のとおり納付します。 (債権/債務者コード: 殿)			
	課所名		名称					
	課所コード		年度	入/出			会計	繰越
	款	項	目	節				
	決議番号			内訳番号			区分	個別ID
	個別使用欄							
	納付額						円	
	納期限		年 月 日					
	納付理由	会計名						
		登録番号	T					
				請求金額(内税)	消費税額			
10%対象			円	円				
8%対象			円	円				
納付場所	岡山県指定金融機関等 指定場所			公金領収No.				

領収書

左記のとおり領収しました。

年 月 日

出納機関又は
指定金融機関等



令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第二十六号を次のように改める。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第26号（第48条関係）

口座振替のお知らせ（その1）

郵便はがき



様

()

岡山県出納局会計課
〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6

口座振替のお知らせ

岡山県

通知 No.		年度	年度	業務区分	
金額		円	会計	繰越	
引落日		科目			
指定口座					銀行支店出張所
	預金種別		口座番号		
請求理由					
課所名 (電話番号)					

上記金額を、申出のありましたあなたの預金口座から
引き落とししますのでお知らせします。

岡山県収入決定者

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

口座振替のお知らせ (その2) (消費税額等記載用)

郵便はがき



様

()

岡山県出納局会計課
〒700-8570
岡山市北区内山下2-4-6

口座振替のお知らせ

岡山県

通知 No.		年度	年度	業務区分	
金額		円	会計	繰越	
引落日		科目			
指定口座					銀行支店出張所
	預金種別		口座番号		
請求理由					
会計名					
登録番号	T				
	請求金額 (内税)		消費税額		
10%対象	円				円
8%対象	円				円
課所名					
(電話番号)					

上記金額を、申出のありましたあなたの預金口座から
引き落としますのお知らせです。

岡山県収入決定者

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第二十七号を次のように改める。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第27号(第51条, 第53条, 第175条関係)

公金領収票 (その1)

(1)

金銭出納簿用

①

公 金 領 収 書 原 符										No.						
(金銭出納簿)										No.						
金 額										円	決議No.		内訳No.			
延滞金											年度		会計種別 コードNo.		区分	
計											納期 前・後		分納・完納			
内 訳										摘要						
現 金											領収年月日		年 月 日			
証 券											次のとおり引継ぎを受けました。 出納員 印					
納入者住所／氏名																
										金 額		年 月 日引継ぎ				
												No.	No.			
										枚	~					

(2)

出納員用

②

公 金 領 収 書 副 本										No.						
(金銭出納簿)										No.						
金 額										円	決議No.		内訳No.			
延滞金											年度		会計種別 コードNo.		区分	
計											納期 前・後		分納・完納			
内 訳										摘要						
現 金											受入年月日		年 月 日			
証 券											次のとおり引継ぎます。 収納出納員 印					
納入者住所／氏名																
										金 額		年 月 日引継ぎ				
												No.	No.			
										枚	~					

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

公金領収票（その2）（消費税額等記載用）

(1)

岡山県

金銭出納簿用
①

公金領収書原符 (金銭出納簿)										No.																																																			
										No.																																																			
金額						円	決議No.			内訳No.																																																			
延滞金							年度			会計種別 コードNo.			区分																																																
計							納期 前・後				分納・完納																																																		
内 訳							摘要																																																						
							<table border="1"> <tr> <td>会計名</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td>登録番号</td> <td>T</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="5">請求金額(内税)</td> <td colspan="5">消費税額</td> </tr> <tr> <td>10%対象</td> <td colspan="5">円</td> <td colspan="5">円</td> </tr> <tr> <td>8%対象</td> <td colspan="5">円</td> <td colspan="5">円</td> </tr> </table>						会計名											登録番号	T												請求金額(内税)					消費税額					10%対象	円					円					8%対象	円		
会計名																																																													
登録番号	T																																																												
	請求金額(内税)					消費税額																																																							
10%対象	円					円																																																							
8%対象	円					円																																																							
現金							領収年月日				年 月 日																																																		
証券							次のとおり引継ぎを受けました。																																																						
納入者住所／氏名													出納員 印																																																
_____							金 額				年 月 日引継ぎ																																																		
_____											枚 No. No.																																																		
_____											~																																																		

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

岡山県

(2)
出納員用
②

公金領収書副本 (金銭出納簿)										No.																																																							
										No.																																																							
金額										決議No.			内訳No.																																																				
延滞金										年度			会計種別 コードNo.			区分																																																	
計										納期 前・後				分納・完納																																																			
内 訳										摘要																																																							
										<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">会計名</td> <td colspan="11"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">登録番号</td> <td style="font-size: x-small;">〒</td> <td colspan="10"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">10%対象</td> <td colspan="5"></td> <td style="font-size: small;">請求金額(内税)</td> <td colspan="2"></td> <td style="font-size: small;">消費税額</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">8%対象</td> <td colspan="5"></td> <td></td> <td colspan="2"></td> <td></td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>						会計名												登録番号	〒											10%対象						請求金額(内税)			消費税額				8%対象												
会計名																																																																	
登録番号	〒																																																																
10%対象						請求金額(内税)			消費税額																																																								
8%対象																																																																	
現金										受入年月日				年 月 日																																																			
証券										次のとおり引継ぎます。																																																							
納入者住所／氏名										収納出納員 印																																																							
										金 額				年 月 日引継ぎ																																																			
														No. No.																																																			
														枚 ~																																																			

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

様式第三十三号中「**証書**」を「**委任状**」に改める。
様式第三百三十五号を次のように改める。

様式第135号 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の岡山県財務規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県 規則第一号
岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太
岡山県教育委員会

岡山県災害報告規則の一部を改正する規則

岡山県災害報告規則

昭和三十年

岡山県教育委員会

規則第二号

の一部を次のように

改正する。

別表中

保健福祉課

二の二

を

保健医療課

二の二

に、

県民局健康福祉部
県民局健康福祉部

保健福祉課

を

県民局健康福祉部

福祉企画課
保健医療課

に改める。

様式三中

「県民局保健福祉部長 殿」を
保健福祉部保健福祉課長 殿」

「県民局健康福祉部長 殿」
子ども・福祉部福祉企画課長 殿」

改める。

様式三の二中

「県民局健康福祉部長 殿」を
保健福祉部保健福祉課長 殿」

「県民局健康福祉部長 殿」
保健医療部保健医療課長 殿」

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の岡山県災害報告規則に定める様式による用紙は、当分の間、
所要の調整をして使用することができる。

岡山県訓令
 ◎岡山県企業訓令 第一号
 岡山県教育委員会訓令
 岡山県警察訓令

岡山県災害対策本部規程
 昭和五十七年
 岡山県企業訓令 第二号
 岡山県教育委員会訓令
 岡山県警察訓令
 の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

第八条第一項第一号中「保健福祉部保健福祉班」を「保健医療部保健医療班
 子ども・福祉部福祉企画班」に改める。
 第十三条中「災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条に該当する」を「災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する災害が発生した
 とき、若しくは同条第二項に規定する災害が発生するおそれが現に現に救助を必要とする」に改める。

別表第一中

人権・男女共同参画班	男女共同参画青少年班	男女共同参画青少年課長	男女共同参画青少年課員
人権施策推進班	人権施策推進課長	人権施策推進課員	

人権・男女共同参画班
 人権・男女共同参画課長
 人権・男女共同参画課員
 に改め、同表中保健福祉部の項を次のように改める。

保健医療部		保健医療部長		保健医療部次長		保健医療班	保健医療課長	保健医療課員
				医療推進班	医療推進課長	医療推進課員		
								保健医療課員
								医療推進課員

岡山県知事 伊原 隆太
 岡山県公営企業管理者 片山 誠一
 岡山県警察本部長 檜垣 重臣
 岡山県警察本部長 檜垣 重臣

庁長官 出先機
 企業 先機
 警察 本局
 教育 本局
 警察 本局
 警察 本局

子ども・福祉部		子ども・福祉部長		子ども・福祉部次長		健康推進班		健康推進課長		健康推進課員	
子ども・福祉部		子ども・福祉部長		子ども・福祉部次長		福祉企画班		福祉企画課長		福祉企画課員	
子ども・福祉部		子ども・福祉部長		子ども・福祉部次長		指導監査班		指導監査室長		指導監査室員	
子ども・福祉部		子ども・福祉部長		子ども・福祉部次長		子ども未来班		子ども未来課長		子ども未来課員	
子ども・福祉部		子ども・福祉部長		子ども・福祉部次長		子ども家庭班		子ども家庭課長		子ども家庭課員	
子ども・福祉部		子ども・福祉部長		子ども・福祉部次長		障害福祉班		障害福祉課長		障害福祉課員	
子ども・福祉部		子ども・福祉部長		子ども・福祉部次長		長寿社会班		長寿社会課長		長寿社会課員	

別表第一中「保健福祉部内課長」を「子ども・福祉部内課長」に、「保健福祉部内各所属職員」を「子ども・福祉部内各所属職員」に改める。

別表第二中

男女共同参画青少年班	1 他班の応援
人権施策推進班	1 他班の応援

を

人権・男女共同参画班

1 他班の応援

に、「受入れ等」を「派遣等」に改め、同表中保健福祉部の項を次のよう

に改める。

保健医療部	保健医療班	1 災害時における保健医療部の総括及び連絡調整に関すること。 2 保健医療部関係の被害状況の取りまとめに関すること。 3 地方本部（保健部）との連絡調整に関すること。 4 日本赤十字社との連絡調整に関すること。
-------	-------	--

子ども・福祉部					
福祉企画班	医薬安全班	生活衛生班	健康推進班	医療推進班	
<p>1 災害時における子ども・福祉部の総括及び連絡調整に関する事。</p>	<p>1 救急医薬品等の確保及び補給に関する事。</p> <p>2 災害時における医療用血液の確保及び供給に関する事。</p> <p>3 人工透析、難病患者等の対策に関する事。</p> <p>4 災害時における毒物及び劇物の安全対策に関する事。</p> <p>5 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。</p>	<p>1 水道施設の被害状況の取りまとめに関する事。</p> <p>2 給水の応援要請に関する事。</p> <p>3 被災地における衛生施設（下水道及び浄化槽を除く。）の管理に関する事。</p> <p>4 被災地における食品衛生指導に関する事。</p> <p>5 死亡獣畜の処理に関する事。</p> <p>6 動物の保護及び管理（避難所運営における愛がん動物の取扱いに関する事を含む。）に関する事。</p> <p>7 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。</p>	<p>1 被災地の防疫に関する事。</p> <p>2 歯科医師、栄養士及び精神科医療チームの派遣調整に関する事。</p> <p>3 精神保健関係施設（他の班の所管に属するものを除く。）の被害状況の取りまとめに関する事。</p> <p>4 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。</p>	<p>1 医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師及び業務調整員の救護派遣その他被災者の応急救護に関する事。</p> <p>2 病院、診療所その他医療施設に対する傷病者の収容及び治療に関する連絡調整に関する事。</p> <p>3 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。</p>	<p>5 保健師等の派遣調整に関する事。</p> <p>6 災害時健康危機管理支援チームの派遣調整に関する事。</p> <p>7 県災害保健医療福祉調整本部に関する事（保健医療分野の総括及び組織の運営）。</p> <p>8 関係省庁の視察対応に関する事（保健医療部が所管するものに限る。）。</p>

長寿社会班	障害福祉班	子ども家庭班	子ども未来班	指導監査班	
<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者対策の総合調整に関する事。 2 国民健康保険関係被害の取りまとめに関する事。 3 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者対策の総合調整に関する事。 2 生活福祉資金の貸付けに関する事。 3 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童対策の総合調整に関する事。 2 婦人保護施設及び児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。）の被害状況の取りまとめに関する事。 3 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童福祉施設（保育所、幼保連携型認定こども園及び児童厚生施設に限る。）の被害状況の取りまとめに関する事。 2 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 障害者支援施設及び老人福祉施設の被害状況の取りまとめに関する事。 2 県災害保健医療福祉調整本部の運営協力に関する事。 3 子ども・福祉部関係の被害状況の取りまとめに関する事。 4 災害救助法に基づく強制権発動、立入検査等に関する事。 5 災害救助基金に関する事。 6 被災者生活再建支援法に関する事。 7 義援金の募集分配に関する事。 8 地方本部（健康福祉部）との連絡調整に関する事。 9 社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 10 救済物資の備蓄に関する事。 11 災害派遣福祉チーム等の派遣調整に関する事。 12 県災害保健医療福祉調整本部に関する事（福祉分野の総括及び組織の運営）。 13 関係省庁の視察対応に関する事（子ども・福祉部が所管するものに限る。）。 	

別表第三中

- 1 民生関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 2 義援金の受付及び救援物資の要請受付に関する事。

を

- 1 災害情報の連絡に関する事。
- 2 民生関係及び衛生関係の被害状況の取りまとめに関する事。
- 3 現地における災害応急対策に関する事。
- 4 義援金の受付及び救援物資の要請受付に関する事。

に、「地域災害保健医療調整本部」を「地域災害保健医療福祉調整本部」に改める。

附則

この訓令は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第百七十三号

許認可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。
 令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

別表保健福祉部の部中「保健福祉部」を「保健医療部」に改め、保健福祉課の項及び指導監査室の項を削る。
 別表保健福祉部の部医療推進課の項中85を89とし、40から84までを四ずつ繰り下げ、同項39の次に次のように加える。

40	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）附則第5条	特定地域医療提供機関の指定	120日				
41	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第6条	連携型特定地域医療提供機関の指定	120日				
42	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第7条	技能向上集中研修機関の指定	150日				
43	良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律附則第8条	特定高度技能研修機関の指定	120日				

別表保健福祉部の部医薬安全課の項1中「児童福祉法」の次に「（昭和22年法律第164号）」を加え、同部子ども未来課の項、子ども家庭課の項、障害福祉課の項及び長寿社会課の項を削る。

別表保健福祉部の部の次に次のように加える。
 子ども・福祉部

課室名	番号	根拠法令	許認可事務等の種類	標準処理期間			備考
				処理期間	経由期間	協議機関 処理期間	
福祉企画課	1	岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館条例（平成17年岡山県条例第18号）第4条第1項	施設等の利用等の許可及び変更許可	5日	2日		
	2	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項	養成機関及び講習会の指定	180日			

3	社会福祉法第93条第1項	福祉人材センターの指定	20日					
4	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項	被爆者一般疾病医療機関の指定	15日					
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第25条第2項	特別手当の認定	30日	5日				
6	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第26条第2項	原子爆弾小頭症手当の認定	60日	5日				
7	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第27条第2項	健康管理手当の認定	60日	5日				
8	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第2項	保健手当の認定	30日	5日				
9	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第3項ただし書	保健手当額の認定（身体上の障害に係るもの）	60日	5日				
10	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第28条第3項ただし書	保健手当額の認定（配偶者の有無等に係るもの）	30日	5日				
11	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条	介護手当の認定	60日	5日				
12	社会福祉士及び介護福祉士法第7条第2号、第3号、第40条第2項第1号から第3号まで	社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の指定	180日					
13	社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号	養成施設の指定	90日					
14	社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第6条第1項	指定養成機関等の変更の承認（修業年限、養成課程等の変更）	180日					
15	社会福祉法施行令第6条第1項	指定養成機関等の変更の承認（入学定員の減等）	180日					
16	社会福祉法施行令第9条	指定養成機関等の指定の取消し	60日					

12	社会福祉法第46条第2項	社会福祉法人の解散の認可又は認定	30日	10日				
13	社会福祉法第50条第3項、第54条の6第2項	社会福祉法人の吸収合併又は新設合併の認可	30日	10日				
14	社会福祉法第55条の2第1項、第55条の3第1項、第55条の4	社会福祉充実計画の承認又はその変更若しくは終了の承認	25日	5日				
15	社会福祉法第62条第2項	施設を設置する第一種社会福祉事業の許可	14日	10日				
16	社会福祉法第63条第2項	施設を設置する第一種社会福祉事業の申請事項の変更許可	10日	5日				
17	社会福祉法第67条第2項	施設を設置しない第一種社会福祉事業の許可	14日	10日				
18	社会福祉法第125条から第127条まで	社会福祉連携推進業務を行おうとする一般社団法人の認定	30日	10日				
19	社会福祉法第140条	社会福祉連携推進法人の社会福祉連携推進方針の変更の認定	25日	5日				
20	社会福祉法第142条	社会福祉連携推進法人の代表理事の選定及び解職の認可	25日	5日				
21	老人福祉法(昭和38年法律第133号)第15条第4項	養護老人ホーム等の設置の認可	10日					
22	老人福祉法第16条第3項	養護老人ホーム等の廃止、休止若しくは入所定員の減少の時期又は入所定員の増加の認可	10日					
23	介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項、第70条の2第1項、第70条の3第1項	指定居宅サービス事業者の指定並びに指定の更新及び変更	26日	5日				
24	介護保険法第48条第1項第1号、第86条の2第1項	指定介護老人福祉施設の指定及び指定の変更	26日	5日				

			新						
25	介護保険法第53条第1項、第115条の11において準用する同法第70条の2第1項	指定介護予防サービス事業者の指定及び指 定の更新	26日	5日					
26	介護保険法第94条第1項、第2項、第94条の2第1項	介護老人保健施設の開設の許可及び許可の 更新並びに入所定員等の変更の許可	26日	5日					
27	介護保険法第95条第1項	介護老人保健施設を管理する医師の承認	26日	5日					
28	介護保険法第95条第2項	介護老人保健施設を管理する者の承認	26日	5日					
29	介護保険法第107条第1項、第2項、第108条第1項	介護医療院の開設の許可及び許可の更新並 びに入所定員等の変更の許可	26日	5日					
30	介護保険法第109条第1項	介護医療院を管理する医師の承認	26日	5日					
31	介護保険法第109条第2項	介護医療院を管理する者の承認	26日	5日					
32	健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第48条第1項第3号、第107条の2第1項	指定介護療養型医療施設の指定及び指定の 更新	26日	5日					
33	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、第37条第1項、第41条第1項	指定障害福祉サービス事業者の指定並びに 指定の変更及び更新	26日	5日					
34	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第1項、第39条第1項、第41条第1項	指定障害者支援施設の指定並びに指定の変 更及び更新	26日	5日					
35	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の14第1項、第51条の21第1項	指定一般相談支援事業者の指定及び指定の 更新	26日	5日					
子ども	1	児童福祉法第18条の18	保育士の登録	50日					

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

子ども 家庭課	2	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条	認定こども園（幼保連携型認定こども園を除く。）の認定（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	30日			10日	
	3	就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条	認定こども園（幼保連携型認定こども園に限る。）の設置の認可（岡山市及び倉敷市の区域以外の区域に係るもの）	30日			10日	
	4	児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項	保育士登録証の書換え	43日				
	5	児童福祉法施行令第18条第1項	保育士登録証の再交付	43日				
	1	児童福祉法第35条第4項	児童福祉施設（助産施設，乳児院，母子生活支援施設，児童養護施設，児童心理治療施設，児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。以下この項において同じ。）の設置の認可	20日				
障害福 祉課	2	児童福祉法第35条第12項	児童福祉施設の廃止又は休止の承認	20日				
	3	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条	手当の受給資格及び手当額の認定	50日	3日	4日		
	1	生活保護法第49条	指定医療機関の指定	30日				
	2	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第5条第1項	特別児童扶養手当の受給資格及び手当額の認定	60日	7日	7日		
	3	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第2項	生活困窮者就労訓練事業の認定	30日				
4	岡山県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年岡山県条例第21号）第5条第1項	制度への加入の承認	60日	7日				
5	岡山県心身障害者扶養共済制度条例第7条	加入口数の追加の承認	60日	7日				

6	岡山県心身障害者扶養共済制度条例第9条	掛金の減免	14日	7日				
7	岡山県心身障害者扶養共済制度条例第10条	年金の給付	60日	7日				
8	岡山県心身障害者扶養共済制度条例第16条	弔慰金の給付	60日	7日				
9	岡山県心身障害者扶養共済制度条例第17条	脱退一時金の給付	60日	7日				
長寿社会課								
1	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第17条第1項，第32条第2項	国民健康保険組合の設立又は解散の認可	30日					
2	国民健康保険法第27条第2項	国民健康保険組合の組合会の議決事項の認可	7日					
3	国民健康保険法第32条の2第2項，第86条	解散した国民健康保険組合又は国民健康保険団体連合会の財産処分の許可	7日					
4	国民健康保険法第45条第3項	保険者と保険医療機関等との割引き契約に対する認可	10日					
5	国民健康保険法第80条第1項	国民健康保険組合が行う滞納処分の認可	7日					
6	国民健康保険法第84条第1項，第86条	国民健康保険団体連合会の設立又は解散の認可	30日					
7	国民健康保険法第86条	国民健康保険団体連合会の議決事項の認可	7日					
8	介護保険法第69条の2第1項	介護支援専門員の登録	30日					
9	介護保険法第69条の3	介護支援専門員の登録の移転	30日					
10	介護保険法第69条の7第1項	介護支援専門員証の交付	30日					
11	介護保険法第69条の8第1項	介護支援専門員証の有効期間の更新	30日					

12	介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号	介護員養成研修事業者及び介護員養成研修の指定	20日	11日				
13	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第113条の23第1項	介護支援専門員証の書換え交付	30日					
14	介護保険法施行規則第113条の25第1項	介護支援専門員証の再交付	30日					
15	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第70条第2項	後期高齢者医療広域連合と保健医療機関等との割引契約の認可	10日					

別表産業労働部の強要業務課の項に次のように加える。

4	計量法（平成4年法律第51号）第20条第1項	指定定期検査機関の指定	10日	20日				
5	計量法第117条第1項	指定計量証明検査機関の指定	10日	20日				

別表農林水産部の部組合指導課の項24中「、第65条第2項、第67条第2項」及び「、解散及び合併」を「25日」を「30日」に改め、同項25中「、第112条第1項」及び「及び市町村農業共済条例」を「7日」を「14日」に改め、同項26を次のように改める。

26	農業保険法第65条第2項	農業共済組合の解散の議決の認可	30日					
----	--------------	-----------------	-----	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部組合指導課の項72中「等」を削る。

別表農林水産部の部耕地課の項中15を17とし、8から14までをそれぞれ繰り下げ、同項7の次に次のように加える。

8	土地改良法第76条の5第1項	施設管理土地改良区の一般社団法人への組織変更の認可	20日	5日				
9	土地改良法第76条の13第1項	施設管理土地改良区の認可地縁団体への組織変更の認可	20日	5日			7日	

別表農林水産部の部農村振興課の項中29を32とし、18から28までをそれぞれ繰り下げ、同項32の次に次のように加える。

33	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元	輸出事業計画の認定に係る同意	14日					21日
----	---------------------------	----------------	-----	--	--	--	--	-----

年法律第57号) 第37条第7項						
------------------	--	--	--	--	--	--

別表農林水産部の部農村振興課の項17中「第17条の57第4項」を「第17条の56第4項」に改め、同17を同項18とし、同18の次に次のように加える。

19	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第13項	活性化計画の記載事項に係る同意	14日			21日	
20	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第8条第6項	所有権移転等促進計画の作成に係る承認	14日				

別表農林水産部の部農村振興課の項中16を17とし、15を16とし、同項14の次に次のように加える。

15	農業経営基盤強化促進法第12条第10項	農業経営改善計画の認定に係る同意	14日			7日	
----	---------------------	------------------	-----	--	--	----	--

別表土木部の部建築指導課の項7中「第55条第2項、第3項」を「第55条第2項から第4項まで」に改める。
別表出先機関の部工業技術センターの項1中「（平成4年法律第51号）」を削り、同項中7を削り、8を7とし、9を8とし、10を9とし、11を削り、12を10とし、13から17までを二ずつ繰り上げる。

別表出先機関の部家畜保健衛生所の項中11を12とし、7から10までを二ずつ繰り下げ、同項6の次に次のように加える。

7	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第28条第4項、第35条第4項、第39条の2第2項	店舗管理者、医薬品営業所管理者及び高度管理医療機器等営業所管理者の兼務の許可	10日				
---	--	--	-----	--	--	--	--

別表出先機関の部農林水産総合センターの項中1を削り、2を1とする。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県告示第百七十四号

昭和五十一年岡山県告示第三百二十六号（動物の飼養収容に関し許可を要する区域）の一部を次のように改正する。

令和五年三月三十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

表備考中「岡山県庁保健福祉部生活衛生課」を「岡山県保健医療部生活衛生課」に改める。

附 則

この告示は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第三十三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和五年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和二十九年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項中

知事室長 保健医療統括監 理事	局 長 部 次 長
-----------------------	--------------

を

保健医療統括監 局 長	部 次 長 知事室長
----------------	---------------

に、

新型コロナウイルス感染症対策監
福祉政策企画監

を

保健医療福祉連携推進監
新型コロナウイルス感染症対策監
子ども・福祉政策企画監

に、

室 長	労働委員会事務局次長
	六種

を

室 長 労働委員会事務局次長	
-------------------	--

に、

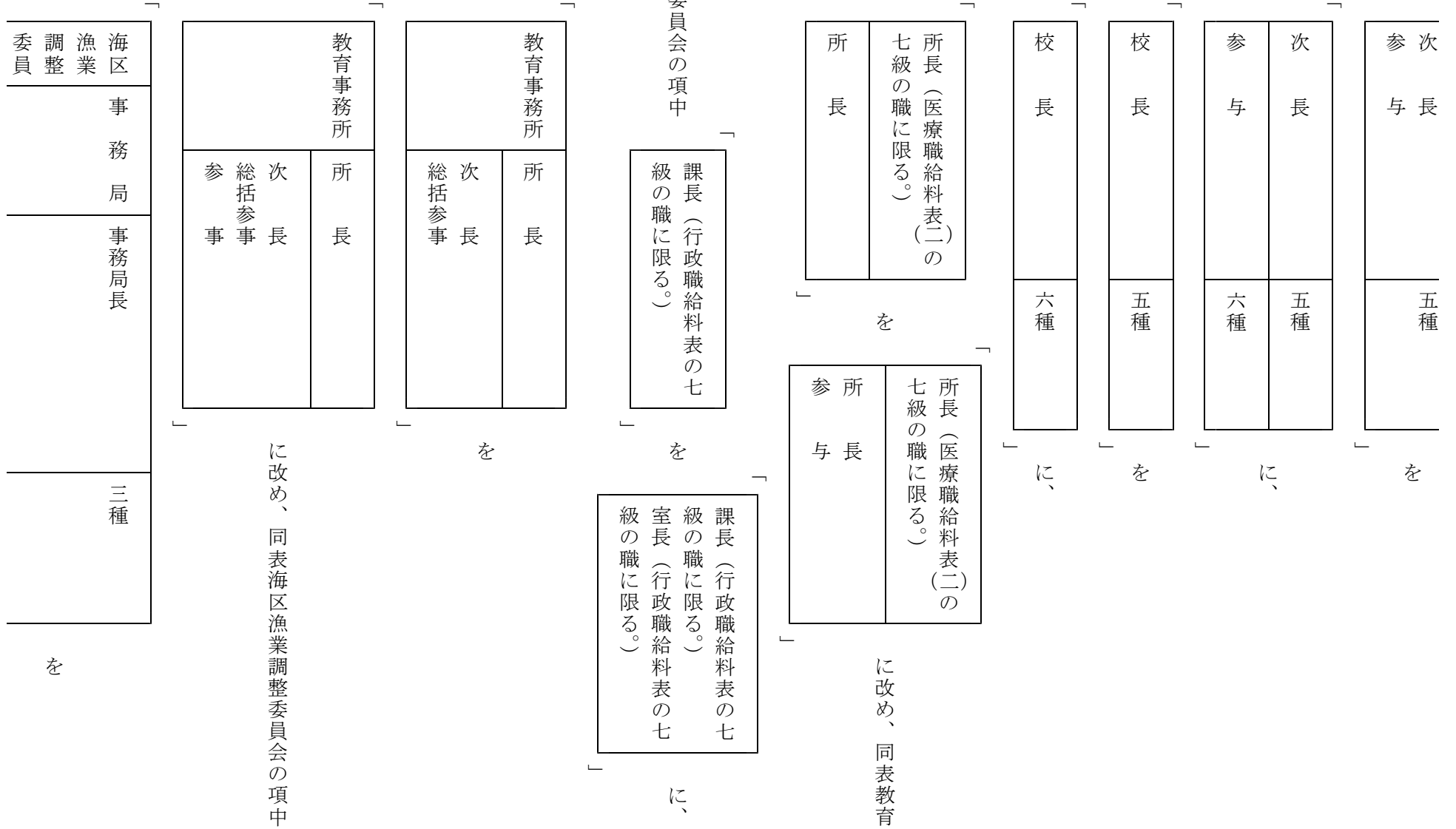
青少年総合相談センター	所 長	六種
環境保健センター	所 長	四種

を

環境保健センター	所 長	四種
----------	-----	----

に、

令和5年3月31日 岡山県公報 号外



令和5年3月31日 岡山県公報 号外

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則

会 委 調 漁 海	員 整 業 区	会
事 務 局		
次 長	事 務 局 長	
八 種	三 種	

に改める。

◎岡山県人事委員会規則第三十四号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「保健福祉部」を「保健医療部」に改める。

第六条第一項第一号中「保健福祉部保健福祉課」を「保健医療部保健医療課」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 岡山県福祉相談センター

第七条第一項第一号中「保健福祉部保健福祉課、健康推進課及び障害福祉課」を「保健医療部保健医療課及び健康推進課、子ども・福祉部障害福祉課」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 岡山県福祉相談センター

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十五号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十二年岡山県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一保健福祉部医薬安全課の項中「保健福祉部医薬安全課」を「保健福祉部医薬安全課」に改め、同表保健福祉部保健福祉課県民局健康福祉部の項中「保健福祉部保健福祉課」を「保健医療部保健医療課」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十六号

「管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

「管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「知事室長 保健医療統括監 理事」を「保健医療統括監」に、「参与」を「参与 知事室長」に、「文化スポーツ振興監」を「文化スポーツ振興監 保健医療福祉連携推進監」に、「福祉政策企画監」を「子ども・福祉政策企画監」に、「並びに政策推進課」を「職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの並びに秘書課、政策推進課」に改め、「職員厚生班に属する者で労働安全衛生業務の企画立案の事務を行うもの」を削り、同部出先機関の項中「家畜保健衛生課長 次長」を「家畜保健衛生課長 次長 参与」に、「部長 総務課長」を「参与 部長 総務課長」に改め、同表教育委員会の部教育事務所の中「総括副参事」を「参事（教職員班に属する者に限る。） 総括副参事」に改め、同表人事委員会事務局の部中「主幹」を「副参事 総括主幹 主幹」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

◎岡山県人事委員会規則第三十七号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 令和五年三月三十一日 岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十九年岡山県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事部局の項中

局長

を

知事室長

に、

新型コロナウイルス感染症対策
 監
 福祉政策企画監

を

保健医療福祉連携推進監
 新型コロナウイルス感染症対策
 監
 子ども・福祉政策企画監

に、

困難な業務を所掌する局長
 危機管理監
 知事室長

を

局長
 危機管理監

に、

を

福祉相談センター	福祉相談センター	福祉相談センター	福祉相談センター	福祉相談センター	福祉相談センター	福祉相談センター
総括主幹	総括副参事	部長	次長	次長	次長	総括主幹
四級	五級	六級	七級	六級	六級	四級

福祉相談センター	福祉相談センター	福祉相談センター
総括副参事	総括主幹	次長
五級	四級	六級

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

別表第一への表知事部局の項中

次長	総括研究員
五級	四級

を

特に困難な業務を行う次長	困難な業務を行う次長
六級	五級

に改める。

中

困難な業務を行う次長
五級

を

次長	総括参事
七級	六級

に改め、同表海区漁業調整委員会の項

次長 総括参事
六級

を

工業技術センター		
次長	総括副参事	総括主幹
六級	五級	四級

に、

工業技術センター		
次長	総括副参事	総括主幹
七級	五級	四級

を

児童相談所			
総括主幹	総括主任	次長	部長
四級	三級	七級	六級

に、

令和5年3月31日 岡山県公報 号外

総括研究員
四級
に改める。

別表第一トの表知事部局の項中「保健福祉部」を「保健医療部」に、

保健医療統括監
を
保健医療統括監
保健医療福祉連携推進監

める。

別表第一チの表知事部局の項中

困難な業務を所掌する課長 総括参事	六級
特に困難な業務を所掌する課長	七級
困難な業務を所掌する課長 総括参事	六級

を

困難な業務を所掌する課長
総括参事
六級

に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

に改

◎岡山県人事委員会規則第三十八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年岡山県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とする。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

◎岡山県人事委員会規則第三十九号

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

岡山県人事委員会委員長 吉 松 裕 子

職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職管理に関する規則（平成二十八年岡山県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号中「第六十八条の九」を「第六十八条の十」に改める。

別表監査委員事務局の項中「監査委員事務局」を「監査事務局」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定は、公布の日から施行する。